別紙３

様式３

管理業務の計画書

施設名	札幌市中央区民センター
法人・団体名	一般社団法人札幌市区民センター運営委員会

１　利用の公平・公正の確保について

公の施設である当施設利用の公平・公正の確保に対する方針と、その取組項目（講座・貸室・ロビー・掲示板など）について、具体的にご記入ください。

１　はじめに

これまでの区民センターの管理運営の経験から、施設利用の公平・公正を確保する取組みは非常に重要なことと認識しており、施設管理者が公平・公正を担保していることが利用者との信頼感に繋がり、区民に親しまれる施設運営の源になると考えています。

札幌市区民センター運営委員会は、各区に運営委員会を組織していますが、その運営委員は、地域の公的団体や町内会をはじめとし、文化団体、老人クラブ、区民センターで活動しているサークル・団体などの推薦を受けた代表者などをもって構成しています。

従って、運営委員は、常に公平・公正な視点から地域住民の意見を区民センターの運営に反映する立場で参画しており、公平・公正を確保することは当区民センター運営委員会の運営理念そのものであり行動の基本です。

２　公平・公正・公開の三大方針

施設の運営・管理に当たっては、公平・公正・公開の三大方針を重要な柱としています。

(1)　「公平」については、管理基準を明確にし、それぞれの業務において公平性が反映されるように手順を決めています。

(2)　「公正」については、組織全体に職員の信条として基本的に身につけなければならないものと考えます。そのためには運営理念を公にし、運営委員長のリーダーシップのもと事務局を統括する責任者は、組織として公平・公正が確保されているかを常に確認し、職員研修や職場ミーティングを通じて意識の醸成と徹底を図ります。

(3)　「公開」については、施設利用の決定過程を公開することが重要と考え、貸室の決定における公開抽選などの具体的取組みを継続します。

３　公平・公正性の確保

(1)　平成 18 年度の指定管理者制度スタート時には、制度に大きな変更があったことから、当初は利用者や団体から指定管理者の運営に関して様々なご指摘をいただきました。

こうしたご指摘に対しては、誠意をもって理解を得るよう丁寧な説明に努め、誰にでも開かれた公共施設となるよう公平な運営に努めてきたことにより、現在の信頼関係が醸成される状況になったものと考えます。

(2)　現在でも、長年利用しているサークルや定期的に利用している団体から既得権や利用貢献度を理由として特別扱いを求められる場合がありますが、その利用には感謝しつ

つも、我々が期待されている公平性遵守の重要性を理解していただくように、日頃から利用者との間の良好なコミュニケーションの保持に努めます。

(3) 平成26年度からは非公募の指定管理者となったことを契機に、札幌市区民センター運営委員会の本部体制を強化しました。本部及び各区の事務局長の定期的かつ綿密な情報交換によって新たな事例や相違する取扱い等に対する統一的運用を図り、公正・公平の確保に努めています。

4 公平・公正を確保するための具体的な方策

(1) 貸室について

利用申込が重なった場合には、前述の一大方針を踏まえ、札幌市の定める基準に則り利用者による“公開抽選”を行い決定します。

なお、抽選に外れた利用者には、他の空室情報をお知らせするなどにより、公平・公正な運営を基本に親切かつ丁寧に対応します。

(2) 講座・事業について

① 講座や事業の実施に当たり、それを知る機会がなければ参加することができないこと、また、市民アンケート結果で「コミュニティ施設を利用したことがない」と指摘されていること、更に、区民センターはより広域な住民を対象とした施設であることを勘案し、広く区民の方に情報提供をすることが重要です。札幌市広報誌、チラシやポスター、ホームページを始め、まちづくりセンターとの連携や運営委員が有しているネットワークの活用など、広報・周知の充実を図ります。

② 講座の定員を上回った場合は先着順を旨としつつも、講師と十分に協議し、可能な場合には定員数の拡大や再開催を検討するなどの柔軟な対応策を講じます。

③ 施設の無料開放について

施設の無料開放に関しては、利用者のすそのを広げるよう取り組むとともに、有料利用者との公平・公正の観点を欠くことのないよう努めます。

(3) ロビー・掲示板について

① ロビーに関しては、区民の文化活動や学校、福祉施設などの活動を支援することが地域コミュニティ施設として重要な役割と認識し、その貸出しに当たり市の定める基準に則り、公平・公正に取り扱います。

② 掲示板及び配架コーナーに関しては、これまでも取扱いの公平・公正の確保に十分に配意していますが、市の基本的な考え方に則り、限られたスペースを効率的かつ公平・公正な利用となるよう一層の適正化に努めます。

(4) 情報の管理と共有

利用者等の情報に関しては、札幌市個人情報保護条例に基づき的確かつ厳正な管理を行います。また、職員間では情報共有を密にし、必要な関係法令、ルールについてミーティングや研修で理解を深め、公正・公平の確保に努めます。

(5) 運営協議会との連携

区内住民団体、地域組織、サークル代表などで構成する「区民センター運営協議会」を通して、定期的に事業の運営状況を公開するとともに、その意見・要望等を踏まえて適切な措置を講じ、公正・公平な取扱いを徹底します。

2　施設の効用の最大化について

1　地域住民のコミュニティ活動助長と生涯学習の普及振興を目的とする当施設をどのように管理運営していく方針ですか。その基本方針をご記入ください

区民センターの指定管理者は、設置目的の実現のため、『《だれでも・いつでも・どこでも》集い・学ぶことができる機会と場を提供する』という使命と役割を持っており、当運営委員会は、このことを踏まえ、これまでも様々な事業を展開してきております。

今後も、「地域のコミュニティ施設」として目的の実現は当然のことながら、単に施設の利用提供にとどまらず、潤いや活力のある地域づくりを担い、自ら「まちづくり」に積極的に関わるとともに、区民のまちづくり活動を支援協力することを目指し、次のことを基本に管理運営を行います。

1　まちづくりに興味を持つきっかけになる場の提供

(1)　幅広い世代が参加し、気楽にくつろぎ、話し、交流できる場が求められています。これまで以上に広く意見等を求めるため、地域住民の方、利用者の方との意見交換や利用者アンケートの結果検証を行い、区民ニーズに適った企画・講座や交流事業を実施します。また、このことにより利用者の増加を図ります。

(2)　区の実施プランの実現に向けて、誰もが気軽に訪れ、人のつながりが生まれ、地域活動への興味が芽生え、ひいてはまちづくりの発展に資する施設として機能すべく、親しみのわく環境づくりを進めます。

2　地域の人材の発掘・活用に係る専門性を有する機関との連携・協働

地域には様々な分野に精通した人材がいます。『ご近所先生企画講座』の企画運営を通して地域の人材の発掘や活用に専門性を有し実績のある「札幌市生涯学習センター」との連携・協働を積極的に進めます。お互いに有する施設機能を活用し、地域の優れた人材による『ご近所先生企画講座』を区民センターの講座として実施するなど、新たな視点に立った魅力的な講座や事業を進めます。

3　情報発信・受信の拠点

区民センターを訪れたら何らかの情報が得られるよう、区民センターの情報発信のみならず、区内の活動サークルの状況や各種行事等の情報なども整理して発信します。そのために、まちづくりセンターや地域内のコミュニティ施設との連携を強化し、情報の収集や発信機能の充実を目指します。

4　区民から親しまれる区民センターを目指して

先に述べたとおり、管理運営に当たっては、公平・公正・公開を基本とし、効率的執行や環境への配慮を行いながら、サービス水準の維持向上を目指し、来庁者に対しては親切・丁寧な対応を心掛け、誰からも親しまれる区民センターの実現に努めます。

5　区役所業務の案内役として

区民センターの窓口には、多くの区民が「区役所」と判断して訪れます。行政事務に関する問い合わせに対しては、担当する部課への案内等に努めてきています。

また、区内ガイドや広報誌、ゴミの収集日カレンダー等を窓口に備え、休日に訪れる区民に配布するなどの対応を行っています。今後も職員に対する業務研修等を通じて区役所の仕事や担当部課に精通し、区役所業務の補完的役割を果たせるよう努めます。

2　施設の利用を促進するための方針及び利用率向上に関する取組について、具体的にご記入ください。

コミュニティ施設の望ましいあり方として「地域コミュニティの核、まちづくりの中心になる場」「気軽にくつろげる、話せる、交流の場」「何か見つかる！情報発信・受信・発見の場」の３点を基本方針に管理運営に当たります。

その実現に向け指定管理者として、　層の創意と工夫により、より広域的に住民を対象とする区民センターとしての役割を果たします。

1　魅力ある講座、交流事業の企画・実施（交流の場）

施設の利用促進を図るためには、当施設が住民にとって身近な存在となることが必要となり、講座・事業等が地域住民にとって魅力があり、受講してみたい、参加してみたいと思う意欲、期待感を持たれる内容であることが大切です。

(1)　講座については、自主企画の講座のほか、地元のＮＰＯ団体、札幌市生涯学習センターや専門機関などと共催連携して安価で良質な講座や生活に密着した身近な話題を取り上げるなど、魅力あるものを企画します。

①　札幌市生涯学習センターと区民センターが有している機能を分担・活用した連携・共催講座『ご近所先生企画講座』の実施

②　まちづくり活動を展開しているＮＰＯ法人との連携講座等の実施

③　区からの受託事業「中央区いきいき講座（高齢者教室）」の実施による生涯学習への支援と参加者間の交流とまちづくりへの参画のきっかけの場の提供

(2)　利用者の年代、性別の状況を見ると、現役世代の利用が少ないことから、参加を促す講座を積極的に実施します。

また、若い世代、勤労者、団塊の世代など多様な層の市民に広く利用していただくため、利用しやすい時間帯の講座として、土日や夜間の開催も更に積極的に取り入れるほか、子育て世代が子供と一緒に参加できるものなどを盛り込み、利用者層の拡大に努めます。

①　現役世代向け講座　　就業者層を対象に夜間時間帯を活用した講座等の実施

②　土日・夏休み・冬休みを活用した自主企画講座　「子ども手品教室」「初心者向け将棋講座」などの実施

(3)　地域交流事業については、演奏会、伝統芸能、演劇、文化団体発表会など、当施設のサークルや地域の文化団体と連携しながら、さまざまなジャンルに取り組むとともに、参加者の意見を取り入れながら内容の充実を図ります。

ふと立ち寄った時に見ていただける、参加できるような環境をつくり、「区民センターに行けば何か面白いことをやっている」「地域でも良質なものに触れられ参加できる」ということをモットーに、親しみやすく足を運んでもらえる施設運営を目指します。

①　札子連中央区支部との連携・共催事業「中央区子どもまつり」の実施

②　当施設の設置地区の大通地区青少年育成委員会等との連携・共催事業「お楽しみ会」の実施など

(4)　地域の憩いの場づくり施設活用事業については、高齢者の仲間作りや憩いの場として「囲碁・将棋開放」のほかに、区民ホールでは「卓球・バドミントン」の２種目の開放

事業を実施し、区民センターの利用者増と利用者層の拡大を図ります。

2　ロビーの活用

「何かが見つかる！情報発信・受信・発見の場」として、区民センター活動サークル情報コーナーを設けており、サークル会員募集のサポートを行うことで、新たな集客につなげるほか、地域のイベント情報、市政情報のＰＲなど区民センターが区内の情報発信の一つの拠点となるよう一層努めます。

また、無料でロビーの貸出しも行っており、サークル・団体の発表の場として作品展示や市政情報の市民向けＰＲの場として活用されています。

今後もより多くの方に、有効活用していただけるような場の提供を行っていきます。

3　人材育成と公募企画

これまで培った知識や技術を誰かに「教えたい」「伝えたい」という想いを持つ市民自らを講師とする市民参加型の『ご近所先生企画講座』を札幌市生涯学習センターと連携・共催するほか、各種ボランティア団体、ＮＰＯ法人など、他団体との連携による講座を企画し、人材育成に繋げます。

4　利用者ニーズの把握

施設の効用を最大化するため、地域住民や利用者の方が、『区民センターに現在何を求めているのか』を的確に把握し、その実現により得られる利用者の満足度の高さが、利用率の向上につながっていくものと考えます。

講座や各種事業終了後のアンケート調査を始めとし、毎年行っている利用者アンケート、『ご意見箱』などを通して、生の『利用者の声』（意見・苦情・要望なども含めて）を寄せていただき、講座や交流事業、管理運営の改善に反映するよう努めます。

5　広報活動の充実

(1)　広報媒体として、札幌市広報誌、チラシ、ポスター、ミニコミ誌、ホームページなどを活用し、講座や各種事業、施設の利用方法などの積極的なＰＲに努めます。

(2)　各区民センターのホームページは、日本工業規格 JIS-X-8341-3:2016「適合レベルAA」に準拠しているほか、どの区民センターのホームページからでも他の区民センターの情報をアクセスすることができるようネットワークを構築しています。今後ともアクセシビリティの確保と向上に取組みます。

6　温かみある窓口対応

利用者が、リピーターとして、また利用したいという気持ちになっていただくためには，職員のさわやかで温かみのある接遇が利用者の満足度を高める重要な要素であると考えます。

このことを常に念頭に置き、職員全員がおもてなしの心を持ち、親切・丁寧な接遇に努めるよう、職員研修などを通じて意識の醸成を図ります。

7　施設の案内表示等

フロア別の案内図や施設の使い方等について、初めて訪れた人でも利用方法や活動状況が分りやすく伝わるよう表示しています。

区民センター内には、多様な目的で来館される方が多く、利用者の立場にたった分りやすい案内表示等になるよう、更に改善に努めます。

8　サークル活動の支援継続

区民センターを定期的に利用している各種サークルについて、専用の掲示板を用意し、サークル・団体の会員募集の支援などを行っています。

また、区民センターからのお知らせやサークル主催のベント情報などを周知するための場を提供していきます。

3　運営事業計画について、ご記入ください。

別添「運営事業計画書」（様式４の１、４の２及び４の３）に具体的にご記入ください。

＜基本的な考え方＞

地域コミュニティの活性化を目標に、区民ニーズや行政・地域の課題、様々な世代、分野に係る講座や地域交流事業を実施します。

講座や地域交流事業の計画に当たっては、区民センターが企画実施するものの他に、質の高い内容を提供する視点から、札幌市生涯学習センターや他の団体と連携、共催するなどの充実を図ってきており、今後も継続します。

また、高齢化が進む中で高齢者の参加しやすい事業や若い世代の参加を視野に入れた事業の企画・実施に努めます。

更に、区内の団体や組織との連携による講座や事業を企画し実施します。

4　施設の運営に当たり、まちづくりセンター、まちづくり協議会や町内会などの地域の団体、他団体、他の施設の指定管理者などとの連携をどのように行い、どのような成果を目標としますか。具体的にご記入ください。

区民センターが地域住民の生活文化、教養の向上、コミュニティ活動の助長、福祉の向上に資するためには、個々人のニーズばかりではなく、地域が抱える今日的な課題を把握することが極めて重要です。このことから、地域の情報が集まるまちづくりセンターを始め、地域住民によって構成されるまちづくり協議会、町内会と連携し情報を共有することは、極めて重要と考えます。

1　まちづくりセンター、まちづくり協議会や町内会などの地域の団体、他団体との連携

これまでもまちづくりセンターの情報収集発信機能を生かし、区民文化祭、講演会、コンサート等に係る広報活動を積極的に行っています。

今後は情報発信の機能だけではなく地域の関心、課題の情報源としても活用し、アンケート調査や情報交換等を通して講座・事業ひいては施設の運営に反映させる仕組みづくりに努めます。

2　区内の地区センターとの連携

コミュニティ施設として、事業や貸室に関すること、運営事例研究等情報の交換、共有に努めてきました。

区内の利用者がどこの施設でも心地よく利用できるよう、連携を更に深めていきます。併せて区の特色を生かした事業の共同企画・開催の可能性を検討します。

また、開催事業の企画・案内などについても、共同して広報活動を行うなど、「いつ・どこで・何が」行われているか、利用者が一目で分かるよう極め細やかな広報に努めます。

3　札幌市生涯学習センターを始めとする専門機関等との連携

講座、事業の企画、更には施設運営にあたって、各分野の専門機関と連携を密にすることは事業内容の充実、運営の見直しを図るうえで極めて有効なことと考えます。

札幌市生涯学習センターが企画する「ご近所先生企画講座」を始め、連携の成果を生かした企画を検討実施します。

5　区内または市内の団体・企業であること等に対する評価を行いますので、以下の項目についてご記入ください。

（1）区内または市内に本拠地、本部、本社がある団体・企業ですか。

（☑：該当（区内）、□：該当（市内）、□：非該当）

※　支部、支社、営業所は非該当になります。

（2）団体を構成する組織に地域住民団体が入っていますか。　（☑：該当、□：非該当）

※　「地域住民団体」とは：町内会、子ども会、老人クラブなど、地域住民による地域活動を目的として構成された団体をいいます。

※　団体の組織図を添付してください。

団体の組織図　別紙 17 参照

（3）市内の地域活動への継続した貢献実績がありますか。　（☑：該当、□：非該当）

※　貢献実績をご記入ください。（例：地域のイベントへの参加、協力、寄附など）

（令和元年度）

・中央区子ども会育成連合会との共催による「市内見学＆防災体験お泊り会」
・中央区老人クラブ連合会事業に協力
・大通地区青少年育成委員会と共催により「冬のお楽しみ会」実施
・中央区子ども会育成連合会と共催による「子ども交流の日」実施

（令和２年度）

・コロナにより事業中止

（令和３年度）

・大通地区青少年育成委員会と共催により「冬のお楽しみ会」実施

6　施設の設置目的である「地域住民のコミュニティ活動の助長」を効果的に発揮するため、施設の運営を通じて、「まちづくり活動への参加意欲の醸成」または「まちづくり活動の担い手の育成」にどのように貢献することができますか。具体的にご記入ください。

1　基本的な考え方

区民センターでは、地域住民組織団体、町内会等の代表者による「運営委員会」、「運営協議会」等を組織しておりますが、区民センターの管理運営に係ること自体がまさしく「まちづくりの実践活動の場」の一つです。

これらの場でサークル活動の活性化や様々な地域課題について話し合われ、交流が深まることで、まちづくり活動への参加機会や意欲が増加し、豊かな活動が促進されるものと考えております。

区民センターは、こうした活動をサポートすることで、「まちづくり活動の参加意欲の醸成」「まちづくり活動の担い手の育成」に貢献します。

2　具体的な取組み

(1)　「まちづくり活動への参加意欲の醸成」

地域と密着した講座、地域交流事業等、まちづくり参加のきっかけとなる企画を通して、地域の連帯感、地域意識の育成、中央区のまちづくり参加への意欲醸成を図ります。

また、広報誌、ホームページを積極的に活用し、まちづくり活動の参加意欲を醸成するＰＲも重要であると考えます。

(2)　「まちづくり活動の担い手の育成」

区民センターの運営にかかわる運営委員会、運営協議会は、地域住民の意向を反映するまちづくり活動のひとつと捉えていることから、運営委員会、運営協議会の活発化も、まちづくりの担い手の育成に繋がるものと考えます。

また、若い世代をターゲットとした講座・事業などの企画実施、サークル化の支援など、まちづくり活動への参加の契機となるような取組を積み重ねることにより、明日のまちづくり活動の担い手の発掘に努めます。

7　「地域社会の絆の強化」について、施設の運営を通じてどのように貢献することができますか。具体的にご記入ください（例：地域とのネットワークづくりや、災害時における避難所運営に向けた対応など）。

1　基本的な考え方

区民センターには連日多数の区民が訪れます。サークル活動等に参加するこれらの区民こそが、地域の絆を強化するに相応しい人材であると考えます。

区民センターは、利用者が地域課題を共有し、責任感と相互扶助の心を養うなかで、「地域の絆」を強める「人材づくり」のための交流施設になるものと考えます。

また、区民センターは、区の行政を担う区役所に付随若しくは至近距離に在り、指定避難場所に位置づけされています。

日頃から行政や他の団体とも連携を密にしながら、災害時における区の拠点施設として機能を発揮したいと考えます。

2　具体的な取組み

(1)　住民同士のネットワークの結成・促進によって「地域の絆」を実感できる事業の実施

①　防災の視点からみた地域の繋がり、素晴らしさを実感する事業づくり、場づくり

文化祭、各種コンサート、講演会等の開催を通して人々の繋がり、連携の素晴らしさを体験できる場を作ります。また、事業開催時には、地域の繋がりや強化を促す標語を掲げるなど、日頃から地域力の育成を図ります。

②　地域の繋がりを促すための郷土愛を育てる事業の企画・実施

地域の自然、歴史、文化的資産、遺構、防災等を学ぶ講座を積極的に開催し、講座を通して受講者が郷土愛を育てる一助になるよう努めます。

(2)　運営委員会、運営協議会の活用

地域や各種団体の代表者によって組織された区民センター運営委員会、運営協議会は地域住民の要望、地域課題の情報源です。これらを活用して日頃から地域防災の在り方について協議を重ねます。

(3)　災害時の避難場所、拠点としての機能を充実

行政と十分な連携を図り、日頃から避難所として必要な施設の維持管理、備品の保管を通じ非常時に備えます。

また、毎年実施している避難訓練にも災害時の避難所・拠点施設としての視点を盛り込み、職員の意識の醸成はもちろん、利用者の参加・協力をも視野に入れた訓練を実施します。

8　運営協議会設置の方針（運営に当たっての基本的な考え方、想定する参加者、運営のサイクル等）を具体的にご記入ください。

基本的な考え方

運営協議会は、区民センターの管理運営水準の維持・向上のため、区民センターが実施する事業内容をはじめとする管理運営上の問題点や改善に関する事項を協議する目的で設置しています。

また、運営協議会は、区民センターの運営状況についての協議調整のみではなく、地域のニーズを満たし利用者から親しまれる施設運営などについて、「共に考え、協力し合っていく、アドバイザー的な役割を果たす場」、「参加者が同じ立場で自由に発言できる場」となることを基本に開催しています。

(1)　平成 22 年度から、地元町内会、利用団体、区、区民センター運営委員会等多様な組織から選出された委員により運営協議会を構成しています。今後も、同様の分野から選出します。

(2)　全構成員での会議は複数回開催し、館側から施設の利用状況や事業の実施について説明を行うとともに課題や問題点などを提示し、委員間での情報共有と課題解決に向けた話し合いを行うこととしている。

9　地域住民（利用者）の声の把握とその声を反映する仕組みについて、どのような体制を考えていますか。具体的にご記入ください。※その場合のセルフモニタリングの実施方法と利用者アンケートにおける利用者満足度の目標値を示してください。

1　声の把握と反映について

(1)　運営委員会の組織からの把握

当区民センター運営委員会は、区民や利用者の意見を聞きながら、区民ニーズと地域の特性を考慮に入れた指定管理業務を行う実施体制として、区ごとに区民センター運営委員会を設けており、更に各区の代表者（正・副委員長 18 名）が構成員となった意思決定機関が組織されており、定期または臨時会議により全市的な様々な課題の調整と課題解決を行っています。

また、各区の区民センター運営委員会は、町内会，青少年育成団体，女性団体や文化

団体等の代表者として推薦を受けた運営委員（中央区は７名）で組織し、それぞれ機会あるごとに区民センターに対する要望、意見を聴取し運営委員会で議論することを通じて地区内の声の把握と反映を図る体制を作っています。

(2)　利用者・住民の生の声を聞く

日常の窓口対応において、利用者に声かけを行い、利用者が今何を区民センターに求めているのか、どんな問題があるのか情報把握に努め、その声を反映して開催した講座等においては、参加者にその旨伝えることにより、気軽に意見を出し合う雰囲気づくりを進めます。

また、運営協議会においても、事業内容の成果や改善点などについて率直な話し合いを行い、今後の区民センターの運営に反映します。

(3)　「ご意見箱」の設置による情報収集

各区民センターには，利用者に日常的に個々の意見を聞くため，「ご意見箱」を設置しています。

接遇などの苦情については，直ちに職員間で話し合い、改善すべき点は速やかに改善を図ります。

2　アンケート調査の方法と内容

講座や事業の参加者には終了後、その都度アンケート調査を行います。

施設利用者には年１回アンケート調査を実施し、施設利用や接遇等に対する意見、要望を把握します。

また、その内容は職場ミーティングで職員に周知するとともに、運営委員会、運営協議会、講師や出演者への情報提供を行い、今後の運営に向けての検討・改善の材料とします。

アンケート結果は区へ文書で報告し、館内に掲示します。

(1)　講座・交流事業参加者へのアンケート

【対象】講座、交流事業参加者とします。

【内容】・講座、交流事業の情報はどのように得たか

・参加料、受講料について

・内容の満足度、理解度

・講師、出演者などに関すること（感想、講師、出演者へのメッセージ）

・性別、年代など参加者に関すること

・区民センターへのご意見や望むこと

などを盛り込み、参加者が回答しやすいよう、なるべく選択方式で行います。

受講内容に関する理解度、満足度は８０％以上を目標とします。

(2)　利用者アンケート

【対象】区民センター利用者（貸室利用者、開放利用者など）とします。

【内容】・接遇に関すること

・備品や清掃状況など館内に関すること

・貸室の受付に関すること

・来館目的や利用頻度に関すること

・性別、年代、来館方法など利用者に関すること

・区民センターへのご意見や望むこと

などを盛り込み、利用者が回答しやすいよう、なるべく選択方式で行います。

総合満足度、接遇、貸室事業、図書事業の満足度は８０％以上を目標とします。

3　セルフモニタリング方法について

(1)　利用者アンケートや電話、窓口での要望や苦情については、直ちに調査を行い、すぐに改善が必要なものと検討が必要なものに分類し、内容分析や情報を整理し、経緯や取組状況、今後の検討課題を区や運営委員会、運営協議会に報告し、館内へ掲示します。

なお、調査・公開に当たっては、個人情報保護条例の遵守を徹底します。

(2) 講座、事業等については、終了後のアンケートに基づき、内容や講師等への満足度、要望について職員全員で話合いによる分析を行い今後の企画資料とします。区へは翌月に事業実施報告書を提出します。

(3)　施設維持管理において機械や施設に不具合が出た場合には、直ちに業務担当者（委託先企業）から口頭で状況報告を受け、速やかに実地調査を行い、別途詳細を書面で報告を受けます。その結果の状況に応じて、保全業者への調査を依頼し専門的な見極めを行い、区へ状況を報告すると共に修繕が可能な範囲の場合には、すぐに修理を行い、利用者の安全管理に万全を期します。

また、各種機械・機器等の耐用年数などは保守点検時に専門業者から調査結果を聴取し、更新の要否の状況などを把握するとともに、区との情報共有を図り、故障が起きた場合には、速やかに対応し、その結果を区へ報告するなど安全な施設維持管理に努めます。

10　利用者から寄せられた苦情に対し、どのように対応されるつもりですか。対応方法、責任体制、市への報告など、具体的にご記入ください。

1　苦情について

苦情は私たちの「行動・行為」や「業務」遂行における「問題」や「不備」を教えていただける貴重な機会であると考えております。苦情を嫌がるのではなく、避けるものでもなく、貴重な意見・提言と捉え、積極的に傾聴し前向きに対応します。

2　対応方法及び責任体制

(1)　苦情は口頭、電話、ご意見箱などいろいろな形で寄せられます。必ず内容を記録し、館長に報告します。

(2)　総括責任者は館長ですが、シフト制の職場であることから、全職員が責任者であるとの自覚を持ち対応します。

(3)　軽易な事柄については速やかに対応し、原因分析が必要なものや経費が発生するものなどは時間を頂いて対応します。

(4)　接遇などの苦情については，直ちに職員間で話し合い，改善するべき点は速やかに改善します。

(5)　施設管理に関する苦情は、必要に応じて札幌市とも協議しながら適宜対応します。

(6)　区への報告・連絡・相談は速やかに行います。

(7)　重要な事柄については、運営協議会、運営委員会等において報告を行います。

(8)　必要に応じて館内に苦情の内容、回答、改善対応策を掲示します。

(9)　全コミュニティ施設に共通する事柄は、各区民センター、地区センターに情報提供します。

3　市への報告

苦情処理簿を作成し、処理経過がわかるようにするとともに、苦情内容と処理結果を区に報告します。

11　市税を投入して建設・運営する施設の管理者として、利用料金から得られる利益の一部を市民に還元するとするならば、どのようなことができますか。具体的にご記入ください。

区民センターは、「地域住民の生活文化、教養の向上」のためにコミュニティ活動の助長を図ることを目的の一つとしています。従って、区民の文化・芸術に触れる機会と場を提供することは、その中でも大切な事業であると位置づけています。

現在の指定管理期間中においても、利用率の向上や経費の節減により生み出した剰余金を原資として、無料コンサートなど事業実施や要望の多かった事項についてソフト面での還元やハード面での必要備品の購入更新及び施設修繕に充てできています。

次期指定管理期間においても、効果的・効率的な業務遂行を図る中で剰余金が発生した場合には、市民還元策として、ソフト面では、コンサート、講演会などの事業実施や廉価な講座受講料の設定などを考えています。また、ハード面では、施設備品について購入年数が経過しているものも相当あることから、利用者ニーズの高さや緊急性も考慮しながら、利用サービスレベルや利用率の向上にも結び付くものから順次、整備対応したいと考えます。

修繕についても、区とも十分協議を行いながら、でき得る限りの対応を行います。

3　市内の雇用安定への寄与について

1　管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の活用計画をご記入ください。

市民の皆様に良好な状態でご利用いただくため、できるだけ本会職員の直営による業務執行に努めていますが、関係法令に基づく法定・定期点検や特殊または専門的技術を要するものなどについては、安全性、効果性及び効率性の観点から第三者に委託しています。

1　第三者への委託についての札幌市内の企業等の活用

(1)　中央区民センターでは館内の清掃、警備、設備等保守業務等については、専門性を要するため市内の業者に委託し対応しております。

(2)　夜間時間帯における受付案内業務、施設点検業務等については、シルバー人材センターへの業務委託により対応したいと考えます。

(3)　法人全体を統括する経理事務については、適正な事務処理を確保するため経理事務の一部を市内の会計事務所に委託しています。

(4)　労働保険、社会保険及び労務管理に関しては、専門機関である市内の社会保険労務士事務所に委託しています。

2　物品の調達等についての札幌市内の企業等の活用

事業実施に伴う物品等の調達については、特定の業者に偏ることなく、札幌市会計規則に則って、見積書を徴収するなど公平、公正を期するとともに、積極的に市内、区内の業者などに発注するよう、今後も配慮します。

また、小額な事務用品などの購入については地元企業の利用を心がけます。

2　管理業務を行うに当たり、職員の雇用、再委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組方針・今後の取組予定をご記入ください。

公共施設の指定管理者という使命を担っている公益法人として、障がい者の雇用促進と社会福祉の増進に寄与することは大変に重要な意義があると認識しています。

共生社会の実現に向けて障害者差別解消法の施行を踏まえ札幌市の対応指針が策定されましたので、この具体的な運用について関係部局の指導を受けながら、障がい者の雇用という課題に取り組んでいきたいと考えており、当面は次のことを進めていきます。

(1)　障がい者団体等が社会参加の一環として製品の販売等をロビーで行う際に、効果的な活動となるようスペース（場所）の提供や備品の貸出等を行うなど、できる限りの支援をすること。

(2)　印刷物等の作製に当たっては、障がい者施設へ積極的に発注するよう配慮すること。

3　職員の雇用環境の維持向上に向けた取組の基本的な考え方、取組内容をご記入ください。特に、労働関係法令遵守に向けた対応やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員の雇用環境等を向上させることで市民サービスの向上等に結び付く具体的な取組があれば積極的にアピールしてください。なお、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組については、様式７にある取組を実施してする場合は、該当する取組に○を付けてください。

1　職員の雇用環境の維持向上に対する基本的な考え方と取組み

(1)　規程整備等

「公の施設」を管理運営する一般社団法人であることを強く認識し、適正に業務を遂行するために、労働関係法令や制度改正に合わせて職員の雇用・給与等条件に関する見直しを行い、この結果を反映する形で関係規程を整備してきています。

①　就業規則及び給与規程については、新たに職員を雇用する際には必ずこれを明示し、雇用後においても常に閲覧できる状態にしています。

②　労務管理に関する相談・指導については、専門機関である社会保険労務士事務所に委託し、事務体制を整えています。

③　給与・賃金支給に関する事務については迅速・正確性を要することから、税理士事務所に委託し、常に適正な処理を行っています。

(2)　健康で明るい安全な職場づくり

①　日頃からの職場ミーティング等で業務に関する情報共有を行いながら、職員間のコミュニケーション確保を実践しています。

②　職員の健康診断を定期的に実施しています。

(3)　職員の雇用

札幌市区民センター運営委員会は、設立当初から窓口案内・事業企画等の業務経験豊かな職員を対象に採用し、毎年度、意向確認をしながら雇用契約を締結して継続雇用に配慮しています。さらに、積極的に無期雇用転換を図っており、現時点において、無期転換申込権が発生した全ての職員と無期労働契約を締結しています。人材の定着、モチベーションの向上及びサービスのレベルアップを図るためには、今後も継続した雇用体制を確保していくことが重要と考えています。

また、職員の能力・適性が発揮され、組織の活性化を図るため、本人の希望・要望を記した「意向確認書」などに基づく人事異動を定期的に行っています。

2　ワーク・ライフ・バランスの推進

(1)　基本的な考え方

区民センターの管理運営にあたる職員がやりがいを感じ、仕事に専念する一方で、家庭・地域・自己啓発に係る個人の時間を持ち、健康で豊かな生活が営めるよう積極的に支援します。

また、職場内においても働く女性の健康が保持され、家庭、友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間を確保できるような体制を構築していきます。

区民センターの職場は、女性が圧倒的に多いことから、女性が安心して活躍できる環境を作るために、①年次休暇を計画的にとりやすい職場づくり②管理職（運営委員長、事務局長）がワーク・ライフ・バランスの実現に向けた体制作りを推進すること、③結婚後も働き、育児休業や介護休暇を取りやすい職場づくりなどの実現に努めます。

(2)　具体的な取組み

これまでも、働きやすい職場環境づくりのため、仕事と育児・介護の両立支援や有給休暇取得義務化、ハラスメント防止対策など、関係法令に則った取組みを実施してきました。

今度とも、社会保険労務士の指導を受けながら、職員が安心して働くことのできる職場環境の整備を促進していきます。

4　安定した施設管理について

1　類似業務（貸室事業、住民を対象とした講座事業、文化展・スポーツ大会等のコミュニティ事業）の実績がある場合、その内容と実施期間についてご記入ください。実績がない場合には「該当なし」とご記入ください。

※　類似業務とは、次の３事業をいいます。

・貸室事業：収容人数 100 人以上のホール及び定員 10 名以上の貸室が対象

・住民を対象とした講座事業：年間で５科目・20 回以上の講座が対象

・住民を対象とした文化展、スポーツ大会等のコミュニティ事業：年間２回以上の事業が対象

1　類似業務に就いて

当区民センター運営委員会は、平成 18 年度より指定管理業務を受託し、札幌市の業務仕

様書に基づき、貸室事業、講座、地域交流事業などを実施しております。

第４期指定管理者（平成30年度から令和４年度）として実施した各事業のうち、令和３年度の主要事業の一部は次のとおりです。

(1)　講　座

施設名及び所在地	事業又は活動の内容	実施期間
札幌市中央区民センター （中央区南２条西10丁目）	「はじめての陶芸」他 計画15講座中６講座実施	令和３年度
札幌市東区民センター （東区北11条東７丁目）	「座ってできる椅子ヨガ」他 計画16講座中８講座実施	〃
札幌市白石区民センター （白石区南郷通１丁目南8-1）	「自分の機種で学ぶスマホ講座」他 計画12講座中６講座実施	〃
札幌市厚別区民センター (厚別区厚別中央１条５丁目3-14)	「はじめての韓国語」他 計画18講座中11講座実施	〃
札幌市豊平区民センター （豊平区豊平６条10丁目）	「バランスボールヨガ」他 計画14講座中８講座実施	〃
札幌市清田区民センター （清田区清田１条２丁目5-35）	「スマホ&タブレット講座」他 計画14講座中８講座実施	〃
札幌市南区民センター （南区真駒内幸町２丁目2-1）	「デジカメ講座」他 計画14 講座中５講座実施	〃
札幌市西区民センター （西区琴似２条７丁目1-21）	「美術への誘い」他 計画10講座中３講座実施	〃
札幌市手稲区民センター （手稲区前田１条11丁目）	「楽しい初級英会話」他 計画12講座中３講座実施	〃

(2)　地域交流事業

施設名及び所在地	事業又は活動の内容	実施期間
札幌市中央区民センター （中央区南２条西10丁目）	「ささっと借りられるお楽しみ袋」 他　計画８事業中１事業実施	令和３年度
札幌市東区民センター （東区北11条東７丁目）	「親子で楽しむ音楽会」他 計画16事業中８事業実施	〃
札幌市白石区民センター （白石区南郷通１丁目南8-1）	「おもちゃ病ピーポー」他 計画14事業中３事業実施	〃
札幌市厚別区民センター (厚別区厚別中央１条５丁目3-14)	「クリスマスジャズコンサート」他 計画17事業中４事業実施	〃
札幌市豊平区民センター （豊平区豊平６条10丁目）	「図書室 読み聞かせ」他 計画６事業中１事業実施	〃
札幌市清田区民センター （清田区清田１条２丁目5-35）	「うたごえ喫茶 in きよた」他 計画19事業中２事業実施	〃
札幌市南区民センター （南区真駒内幸町２丁目2-1）	「楽しいおはなしの会」他 計画14事業中３事業実施	〃

札幌市西区民センター （西区琴似２条７丁目 1-21）	「基礎から学ぶ成年後見制度」他 計画７事業中２事業実施	〃
札幌市手稲区民センター （手稲区前田１条 11 丁目）	「こどもまつり」他 計画 10 事業中３事業実施	〃

※計画事業の未実施について

コロナ感染症の拡大の中、感染拡大の防止、利用者に対しても、不要な外出自粛を求めるという観点から、当社団についても、国の指導のもと、委託元である札幌市からの指導、指示などを踏まえ、

１）３年度当初から、主要事業である貸館について、利用自粛にあわせ、料金のキャンセル対応したこと

２）急激な拡大の中、５月から６月下旬までの間、休館措置がとられたこと

３）更に、ワクチン接種の普及、拡大という観点から、７月から９月までの間、一部区を除き、ほぼ全館が借上げとなったこと

４）その後も、感染状況が大きき改善せず、本年１月下旬から３月まで、あらためて利用キャンセル、料金返還対応を実施したこと

等が、大きく影響、実施事業数が、大幅に減少することとなった。

※「類似の業務（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類」があれば、添付してください

⑶　官公庁から委託を受けた事業

中央区いきいき講座（高齢者教室）

・令和３年 10 月８日（１回）　会場：中央区民センター

※４回で実施予定であったが、コロナによる休館等により１回のみ実施。

2　当施設における組織体制（職位、職種、人数）について具体的に図解してください。また、上部組織等（連合体を含む。）がある場合は、上部組織等における当施設の組織の位置について別に図解してください。

（1）　札幌市中央区民センター運営委員会及び事務局組織図

事務局長（館長）が統括責任者、職務代理者（副館長）が責任者の任にあたります。

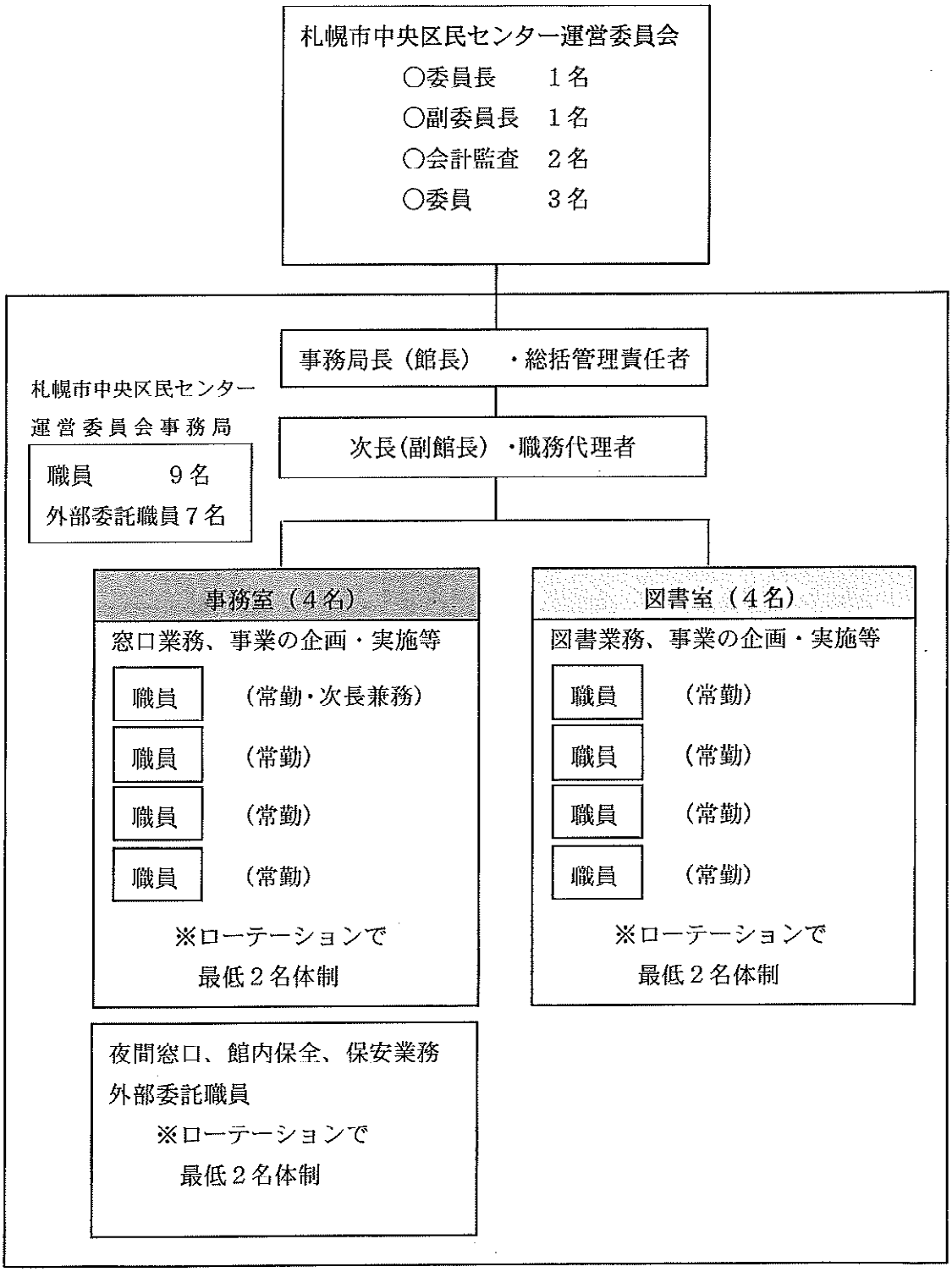

（２）全体組織図

一般社団法人札幌市区民センター運営委員会

所在地　札幌市中央区南２条西１０丁目
札幌市中央区区民センター内

- 本部事務局
- 札幌市中央区民センター運営委員会・事務局
- 札幌市東区民センター運営委員会・事務局
- 札幌市白石区民センター運営委員会・事務局
- 札幌市厚別区民センター運営委員会・事務局
- 札幌市豊平区民センター運営委員会・事務局
- 札幌市清田区民センター運営委員会・事務局
- 札幌市南区民センター運営委員会・事務局
- 札幌市西区民センター運営委員会・事務局
- 札幌市手稲区民センター運営委員会・事務局

一般社団法人
札幌市区民センター運営委員会
委員長（代表理事）１名
副委員長（理事）　２名
常務理事　　１名
理　事　　４名
監　事　　２名
〔本部事務局〕
中央区民センター内
常務理事が本部事務局長を
兼務

3　職員の配置計画、勤務形態について具体的にご記入ください。

職員配置の場所	曜日等	職員配置の時間帯	常勤職員	パート職員	その他
事務室	月～金	8：30～21：30	3～5 人	2 人	平成 30 年度から雇用更新 5 年以上の職員を対象にした無期転換制度を導入しており、現時点では、無期転換申込権が発生した全ての職員と無期労働契約を締結しています。
	土	8：30～21：30	2 人	2 人	
	日	8：30～21：30	2 人	2 人	
	祝日	8：30～21：30	2 人	2 人	
図書室	月～金	8：45～17：15	2～4 人		
	土	8：45～17：15	2 人		
	日	8：45～17：15	2 人		
	祝日	8：45～17：15	2 人		

(1) 常勤職員

担当する業務	人数	勤務条件
総括責任者（館長）	1 人	別紙勤務条件のとおり
職務代理者（副館長）	1 人	〃
事務職員	7 人	〃

※常勤職員とは、概ね 1 日 8 時間、週 40 時間程度勤務する年間を通して働く職員を言います。

(2) パート職員

担当する業務	人数	勤務条件
夜間案内業務等	7 人	外部委託職員（16：45～21：30）

※ここでのパート職員とは、常勤職員より勤務時間が短く、年間を通して働く職員を言います。

(3) その他の職員

該当なし

※ここでのその他の職員とは、上記の常勤職員及びパート職員以外の短期雇用の職員を言います。

※　勤務条件欄には「労働契約の期間」「始業及び終業の時刻」「所定労働時間を超える労働の有無」「休憩時間」「休日」「休暇」「賃金の決定、計算及び支払の方法」「退職」「社会保険等の加入状況」をご記入ください。

※　労働関係法令の遵守は必須となります。

※　なお、非正規職員から正規職員への転換に向けた職員雇用方針とその取組があれば、その他の欄に記載し積極的にアピールしてください。

勤務条件の内容

職　種	[常勤職員]、パート職員、その他の職員
契約期間	期間の定めなし、[期間の定めあり]（令和５年４月１日～令和６年３月31日） １契約の更新の有無 その他：１年度単位で雇用し、５年以上継続雇用した職員は無期雇用契約へと転換 ２契約の更新は次により判断する　・勤務成績・態度
従事する業務の内容	区民センター運営委員会事務局における指定管理業務
始業・終業の時刻	始業　8時30分　～　終業　17時00分　（事務室勤務者） 始業　8時45分　～　終業　17時15分　（図書室勤務者）
休憩時間	休憩時間　45分 窓口対応の必要性から交代制（一斉休憩適用除外労使協定締結）
所定時間外労働の有無	所定時間外労働の有無（　[有]　、　無　） 36協定締結及び札幌中央労働基準監督署届出済
休　日	・[定例日]；毎週（　　）曜日、国民の祝日、[その他]（年末年始） ・[非定例日]；[週]・月当たり（２）日、その他（国民の祝日、但し月曜振替は含むが、土曜日と重なる日は参入しない）
休　暇	１　年次有給休暇 雇入れの日継続勤務６か月以内の年次有給休暇（[有],無）※下表参照 1）当該年度新たに採用された職員 採用月　4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月 付与日数　10日　10日　10日　10日　10日　10日　5日　4日　3日　3日　2日　1日 2）雇用更新時の付与日数（前年度において全勤務日の８割以上勤務した職員に限る） 年　次　2年次目　3年次目　4年次目　5年次目　6年次目　7年次目以降 付与日数　11日　12日　14日　16日　18日　20日 ２　その他の休暇　有給（結婚休暇、忌引休暇） 無給（生理休暇、出産休暇、育児休暇、育児時間、妊娠職員の妊娠障害等、通勤緩和措置）
賃　金	１　基本給　イ　[月給]（館長189,000円　但し再雇用184,000円 次長163,000円　事務職員157,000～160,000円 但し再雇用150,000円　次長職からの再雇用160,000円　） ロ　日給（　　円）　ハ　時間給（　　円） ニ　出来高給　（基本単価　　円、補償給　　円） ホ　その他　（　　円） ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等 ２　諸手当及び賞与の額及び計算方法 イ（賞与（夏季・冬季）　／計算方法：　基本給×3.65／年間　） ロ（通勤手当　35,000円上限　／計算方法：定期券料金　月額） ３　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ　所定時間外　所定超（　125　）％、深夜（　150　）％ ロ　休　日　所定外及び所定超（　135　）％、深夜（　160　）％ ハ　法定外　週労働時間超（　25　）％ ４　賃金締切日　毎月末日 ５　賃金支払日　毎月25日 ６　賃金の支払方法　銀行振込

退　　職	1　定年制有：　一般職（60歳）　館長（65歳） 2　継続雇用制度（有：最長5年） 3　自己都合退職の手続（退職日の30日以上前に届け出ること） 4　解雇の事由及び手続 1）解雇事由　①一部事業縮小、廃業その他やむを得ない業務上の都合による時 ②心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき ③勤務成績が不良で、就業に適しないとき ④罰金以上の刑事事件に関し有罪となったとき ⑤その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき 2）手続３０日前に予告して免職するか又は給料月額の１月分を支給して即日解雇する。
そ の 他	・社会保険の加入状況（ 健康保険 厚生年金保険 厚生年金基金その他（　　）） ・雇用保険の適用（ 有 ，　無 ） ・その他　　（札幌市中小企業共済制度加入 ）

勤務条件の内容（２）

職　種	[常勤職員（臨時職員）]、パート職員、その他の職員
契約期間	期間の定めなし、[期間の定めあり]（令和５年４月１日～令和６年３月31日） １年度単位での雇用、勤務成績が良好な場合更新。通算雇用期間は最長５年
従事する業務の内容	区民センター運営委員会事務局における指定管理業務
始業・終業の時刻	始業　8時30分　～　終業　17時00分　（事務室勤務者） 始業　8時45分　～　終業　17時15分　（図書室勤務者）
休憩時間	休憩時間　45　分 窓口対応の必要性から交代制（一斉休憩適用除外：労使協定締結）
所定時間外労働の有無	所定時間外労働の有無（　[有]　，　無　） ３６協定締結及び札幌中央労働基準監督署届出済
休　日	・[定例日]；毎週（　）曜日、国民の祝日、[その他]（　年末年始　） ・[非定例日]；[週]・月当たり（2）日、その他（　国民の祝日、但し月曜振替は含むが、土曜日と重なる日は参入しない　）
休　暇	1　年次有給休暇 雇入れの日継続勤務６か月以内の年次有給休暇（[有]・無）※下表参照 １）当該年度新たに採用された職員 採用月　4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月 付与日数　10日　10日　10日　10日　10日　10日　5日　4日　3日　3日　2日　1日 ２）雇用更新時の付与日数（前年度において全勤務日の８割以上勤務した職員に限る） 年　次　２年次目　３年次目 付与日数　11日　12日 2　その他の休暇　有給（　忌引休暇　） 無給（　病気休暇等特別休暇　）
賃　金	1　基本給　イ　[月給]（148,000円） ロ　日給（　円）　ハ　時間給（　円） ニ　出来高給　（基本単価　円、補償給　円） ホ　その他　（　円） ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等 2　諸手当及び賞与の額及び計算方法 イ　賞与（有；基本給×0.5月/年） ロ（通勤手当　35,000円上限／計算方法：定期券料金　月額　） 3　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ　所定時間外　所定超（　125　）％、深夜（　150　）％ ロ　休　日　所定外及び所定超（　135　）％、深夜（　160　）％ ハ　法定外　週労働時間超（　25　）％ 4　賃金締切日　毎月　末日 5　賃金支払日　毎月　25日 6　賃金の支払方法　銀行振込
その他	・社会保険の加入状況（[健康保険]　[厚生年金保険]　） ・雇用保険の適用（[有]　、　無　） ・その他　（　）

4　職員の採用計画について具体的にご記入ください。

1　現在の体制

当区民センター運営委員会は、現在９区の区民センターの指定管理者としての指定を受け、業務の円滑な遂行を図るため、各区民センター運営委員会に事務局を置くとともに、総括調整部門の本部事務局を置いて管理運営に当たっています。

各区民センター運営委員会事務局には、事務室に館長を含めて５名（一部区は６名）の常勤職員を配置するほか、図書室を有する各区民センターに図書館司書資格を有する者を含めて４名の常勤職員を配置しています。

また、土・日・祝日においても市民サービスの低下を招くことがないよう、事務室及び図書室共に２～３名の常勤職員を配置して臨んでいます。

これらに本部職員を含めて合計７３名（令和４年４月現在）の常勤職員で指定管理業務を円滑かつ安定的に遂行してきています。

2　採用計画

退職による欠員補充など、職員の採用にあたっては、利用者ニーズを的確に把握し、迅速に対応できる能力が求められることから、書類選考、適性試験、面接試験といった選考過程を経て採用しています。加えて、図書室の職員については、図書館司書資格の有無も考慮しています。

また、各区民センターとも少人数の組織体制で運営していることから、即戦力で優秀な人材の確保が求められております。このため、正規職員が欠員となった場合は、主に臨時職員の中から希望者を募り選考により採用し、非正規職員の積極的な登用を進めております。

5　職員の人材育成及び研修計画について具体的にご記入ください（ただし、業務仕様書において研修が義務づけられているものを除く。）。

《実施方針》

人材育成の要求水準に則し、業務遂行能力や危機管理意識の向上などを図るため、業務・接遇・防火防災・環境保全その他必要な職員研修を計画的に実施します。

研修名		概要	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
業務研修	業務知識研修	業務に必要な統計、ホームページウェブアクセシビリティ、市政情報に関する研修を年次毎に行い、職員として備えるべき業務知識の向上を図る。	○	○	○	○	○
	経理研修	各区の経理担当者を対象に税理士から経理の基本と実務処理を学ぶことにより業務理解を深め適正な事務処理を確保する。	○	○	○	○	○
	接遇研修	マニュアルを基に接遇の基本と実践に関する理解を深め、適切な施設運営と市民サービスの向上を図る。	○	○	○	○	○
特別研修	防火・防災研修	地域防災の拠点的役割に鑑み、区や関係団体の避難訓練や救命救急講習、防火訓練等に積極的に参加し、対応スキル向上を図る。	○	○	○	○	○
	環境保全研修	環境への理解を深め、具体的な環境保全活動に結びつけるよう、様々な取組事例や各種政策、関連法規等環境に関する知識を習得する。	○	○	○	○	○
	法令研修	指定管理者として法令遵守の徹底による適正な業務遂行のため、個人情報・情報公開・行政手続等の関係条例に対する理解・認識を深め、資質向上を図る。		○		○	
	生涯学習施設職員研修	生涯学習センター（ちえりあ）主催の本研修に積極的に参画し、職員の事業企画のスキルアップ等を図る。	○	○	○	○	○

※シフト制勤務のため、５年間を通じて全職員の受講を実現します。

6　防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的にご記入ください。

1　基本方針

中央区民センターは、火災、地震等の発生などに備えた地域避難所（収容）でもあります。このため緊急時に市民の安全確保を図り人命第一に適正な行動手順が行えるようにすることが、施設管理者の責務と考えます。

日頃から緊急時対応マニュアルを常に見直し、区の自衛消防隊本部との連絡体制を強化しながら、地域防災対策に万全を期します。

また、職員全員が緊急時等に対応できるよう、研修を実施するなど、全職員の防災意識を高めます。

2　自衛消防隊組織、分担、連絡体制

施設区分所有者のUR都市開発機構・(株)福山倉庫・中央区民センターの三者による協議会を設置し共同防火管理対策を行っています。

火災、地震などの災害発生時に人命を第一とした適正な行動手順が行えるよう、「共同防火管理協議会消防計画」(別紙８)を策定し、防災業務の役割分担、防災訓練の実施、事故への対応方法等を職員の共通認識として、施設利用者等の避難、誘導など安全確保に万全を期しています。

中央区民センターの職員のほか、センター内に事務局を有する団体の職員、テナント職員も災害時には協力することとしています。

3　自衛消防訓練・安全管理等

⑴ 消防法に基づく自衛消防防災訓練に参加.(年２回。6、10月実施)
　共同防火管理協議会として実施（自衛消防隊長　中央区市民部長）
⑵ 自主点検の実施（毎日）
⑶ 防災研修への参加（年１回以上）
⑷ マニュアルの点検（自衛消防訓練時等随時）
⑸ ＡＥＤの点検と操作の研修

4　防犯対策

⑴ 安全・安心な施設づくりを一層推進するため、警察、消防関係などとも連絡をとりながら防犯対策に積極的に取り組みます。
⑵ 館内をこまめに巡回し、不審者、不審物の発見に努めます。

5　負傷者などが出た場合

病人や負傷者が出た場合は、「中央区民センター緊急時・事故などにおける対応マニュアル」（別紙9）に基づき迅速かつ的確に対応し措置、状況をまとめ、区に報告します。

6　夜間・休日等の防災対応

災害等が発生した場合には、防火責任者へ連絡を入れるとともに、状況に応じて区役所、消防、警察などの関係機関への連絡・通報をします。

（連絡体制）

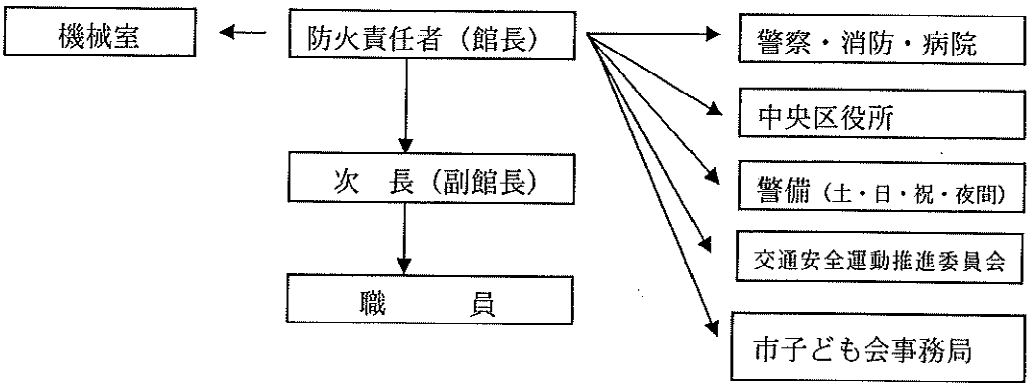

7　当施設の運営に当たり、札幌市の「環境方針」（募集要項資料16）に基づく環境保全行動への取組みについて、計画があればご記入ください。

1　環境保全行動への取組みについて

札幌市の環境方針を十分理解し、職員一人一人が常に環境に配慮した管理業務を行います。

環境に配慮する取組みとしては、職員はもとより、業務の一部を委託している企業・団体の従事者、さらには利用者の理解と協力を得ながら次の項目について重点的に取り組みます。

2　環境保全行動への具体的取組みについて

(1)　利用案内や事業開催の際は「来館される際には公共交通機関をご利用ください」との呼びかけをします。

(2)　区民センターの維持管理に当たって必要な物品の購入、サービスの利用に当たっては、温室効果ガスの排出量の少ないものを購入・利用します。

(3)　電気・水道の使用に当たっては，極力節約に努めることとし、節電・節水シールの貼付け、張り紙等により、利用者への協力を呼びかけます。

また、随時館内を巡回し未使用室の消灯はもちろん給湯室、ロビー内は可能な範囲で節電に努めます。

(4)　ゴミの減量、リサイクルについては、各階に分別用のゴミ箱を配置する一方、大量のゴミが出る貸室利用者に対しては、ゴミの分別と持ち帰り協力を要請しゴミ減量とリサイクルの徹底を図ります。

(5)　冷暖房については、市の温度管理基準に準じ実施し、省エネを推進します。

(6)　管理業務に係わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン用品を使用します。

(7) 環境保全について職員の知識・認識を深め、実践するための研修を行うとともに、市が開催する環境に関する講習にも積極的に参加します。

(8) 当施設内に設置している「古紙回収ボックス」の管理については継続して行い、市民サービスに努めます。

8　管理業務の仕様書に示す「施設、設備等の維持に関する管理」業務の具体的な実施要領(第三者への委託を含む)、年度別の実施計画を示してください。

特に、安全性や市民サービスの向上、管理運営の節減に結びつく工夫の内容について、積極的にアピールしてください。

各業務の実施にあたっては、利用者の安全確保を第一に優先するとともに、市民サービスの向上についても十分に配慮し、管理物件の維持管理に努めます。

1　安全性や節減について

中央区民センターでは、清掃、設備運転保守管理業務など10数件の業務をそれぞれの専門業者に委託していますが、委託内容によっては、数件を一専門業者に委託することが可能な業種もあるので、委託方法を検討することにより、経費の節減と安全性の向上に努めます。

2　施設の維持及び管理

(1) 施設の安全管理については、業務日誌で管理をすることとし、日中は、職員による点検、また、夜間については、夜間案内業務に従事する職員の巡回などで利用者の安全を確保します。

(2) 破損、故障等が発生した場合は、速やかに状況確認、応急処理、修繕費用・期間、原因調査など、職員間でも状況を共有し、対応結果についてはすぐに市へ報告します。

(3) 修繕を行うにあたり、業者と委託契約を締結する場合は、市の契約規則等に準じて行います。

なお、その場合、緊急性のあるものを除き、事前に市の承認を得るとともに実施後、速やかに概要を報告します。

(4) 冬季間については、砂まきや簡易除雪を行い、利用者の安全性の確保に努めます。

3　備品の管理

備品については、市民等の利用に支障が生じることのないよう、常に保守点検、清掃を行うとともに、不具合が生じた場合は、速やかに状況を確認し区とも協議の上、修理、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応をします。

なお、貸与備品は、毎年度点検し、更新が必要な場合は、区とも協議し対応します。

4　委託先との連絡体制など

(1) 委託業者担当者との連絡を密に取り、点検等については、事前に打ち合わせを行い、利用者に影響がないよう、日程を調整します。

(2) 業務には該当しないような軽作業や緊急を要する作業が発生した場合は、臨機応変に対応して貰う様、委託業者との関係を良好に保ちます。

(3) 職員と同様に、施設に勤務する者として、接遇応対に関しても指導します。

5　保全計画について

中央区民センターは清掃、設備運転保守、警備などが業務委託されるため、下記の保守点検業務は専門業者への委託を計画しています。

＊下記表を基本として毎年実施します。

清掃業務（廃棄物処理含む）	毎日（年末年始除く）
警備業務（機械警備含む）	毎日（夜間、年末年始は機械警備）
設備運転保守管理業務	毎日（年末年始は２時間暖気運転）
空調設備用自動制御機器保守点検業務	年１回（他 毎月 BAS 診断）
エレベーター保全業務	毎月１回
自動ドア保全業務	年４回（６・９・１２・３月）
ボイラ保全業務	年１回
冷温水機保全業務	年２回（他 必要に応じて）
消防設備保全業務	年２回
自家用電気工作物保安管理業務	月次点検月１回、年次点検年１回
舞台装置保全業務	年１回
外構緑地管理業務	４月～１１月までの期間
除排雪業務	冬期間の降雪量に応じて
衛生管理業務	空気環境測定　　２ヶ月以内ごとに１回 受水槽等清掃　　１年以内ごとに１回 雑排水槽等清掃　６ヶ月以内ごとに１回 ねずみ・こん虫等防除 ６ヶ月以内ごとに１回
水質検査業務	６ヶ月以内ごとに１回
建築基準法定期点検業務	設備点検、防火点検　年１回 建築点検　３年に１回（次回 31 年度）

※記載欄が足りない場合は、枠の大きさを任意に調整又は別紙として添付してください。

仕　様　書

1　業務の名称

令和４年度　「中央区いきいき講座」企画・運営業務

2　業務の内容

中央区の高齢者教室事業である「中央区いきいき講座」（以下「講座」という。）について、別添の実施基準に基づいた企画及び運営、関係機関との調整等を行うこと。

具体的な業務項目は次のとおりとする。

(1)　講座の使用会場の調整
(2)　受講申込の受付、受講者名簿の作成
(3)　講師の選定及び依頼、謝礼の支払い
(4)　講師の指示による配布資料等の準備
(5)　講座当日の進行管理
(6)　その他運営に関わる事項

3　履行期間

契約締結日から最終回の講座実施日までとする。

講座は令和４年６月28日（火）から10月11日（火）までに毎火曜日全16回とする。

4　完了届の提出

業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

5　留意事項

(1)　講座は、区内在住の高齢者の生涯学習に対する興味の喚起や契機の場の提供、習慣作りの補助を目的とする。
(2)　講座の主催は中央区とし、講座の学長は中央区長とする。
(3)　本業務は、発注者と十分に協議・打ち合わせの上実施すること。また、業務の遂行状況について適宜報告を行うこと。
(4)　本業務の遂行にあたり、特に新型コロナウイルスに関して十分な感染予防対策を行うこと。
(5)　新型コロナウイルスの感染拡大の状況に応じて、本業務を中止または開講の延期をすることがある。
(6)　中央区の判断において、本業務を中止または開講の延期した場合の委託料については、下記のとおり変更する。

契約締結日から開校日※の 30 日前までに中止した場合	契約額を 16 で除し中止となった講座の回数を乗じた金額の 25％を支払
開講日の29日前から14日前までに中止した場合	契約額を 16 で除し中止となった講座の回数を乗じた金額の 50％を支払
開講日の 13 日前以降に中止した場合	契約額を 16 で除し中止となった講座の回数を乗じた金額の 100％を支払

変更した場合、100 円未満の端数を切り捨てた額を変更額とする。

※開講日とは各回の講座実施日を指す

例）令和４年６月 27 日に第１回～第４回の講座の中止を決定した場合

第１回　６月 28 日　（開講日の１日前）

第２回　７月　５日　（開講日の８日前）

⇒第１回、第２回は 13 日前以降の中止なので、契約額を 16 で除し２を乗じた金額の 100％を支払う

第３回　７月 12 日　（開講日の 15 日前）

第４回　７月 19 日　（開講日の 22 日前）

⇒第３回、第４回は 29 日前から 14 日前の中止なので、契約額を 16 で除し２を乗じた金額の 50％を支払う

(7)　本業務で知り得た個人情報等の保秘を厳守すること。

(8)　その他この仕様書に定めの無い事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。

6　担当者

札幌市中央区市民部地域振興課　奥山

中央区大通西２丁目９　中央区役所仮庁舎４階

電話：011－205－3221　ＦＡＸ：011－218－0560

(別添)

令和４年度　「中央区いきいき講座」実施基準

1　受講対象

65 歳以上の中央区民

2　受講定員

20 名

3　受講者の募集

・申し込み受付期間や受付方法は、発注者と協議・打ち合わせの上定めること。

・受講者を決定する場合は抽選を行うこと。なお、前年度までに受講したことのない者を優先すること（ただし、令和３年度に初めて受講した方は受講歴ありと見なさない）。

4　受講料

無料。ただし、教材費等が発生する場合は、受講者から実費を徴収することができる。

5　講座時間等

・各回１時間 30 分の時間数で実施すること。

・初回の講座開始前に開講式を行い、最終回の講座終了後に閉講式を行うこと。

6　会　場

札幌市中央区民センター

7　講座の内容

講座の内容や講師の選定等については、受講者からの希望を取り入れながら、なるべく幅広いテーマの中から定めることとするが、新型コロナウイルスの感染対策のため全て座学とし、受講者が大きな声を出したり、接触する場面がない内容とすること。その他、講座の実施にあたり「新型コロナウイルス感染防止のための札幌市コミュニティ施設における取扱い基準」の「区民講座」に準じた対応を行うこと。

8　表彰について

開催した全ての講座のうち、半分以上受講した者に修了証書を授与し、全ての講座を受講した者に皆勤賞を授与すること。

9　その他

各回終了時に受講者へアンケート調査を行い、分析結果を速やかに発注者へ提出すること。

また、受講者の満足度向上のため、アンケートの分析結果を今後の講師選定やその他講座運営に可能な限り反映させること。

令和４年度　中央区いきいき講座（高齢者講座）一覧

全１６回の講座にご参加ください。

中央区民センター ２階 つどいＡ・Ｂ　　毎週火曜日、午前１０時～午前１１時３０分

回	開講日	講座内容・テーマ	講師
①	6月28日（火）	開講式 交通安全教室「高齢者の事故防止」	中央区長　中川　雅己 中央区交通安全運動推進委員派遣講師
②	7月5日（火）	「成年後見人制度のあらまし」	ファイナンシャル・プランナー 講師　水沢　裕一
③	7月12日（火）	円山動物園（現地講座） 「動物園の役割」	円山動物園　飼育展示課　飼育総括係　職員
④	7月19日（火）	美術への誘い ～美術を楽しもう～	北海道美術館協力会（アルテピア） 派遣講師
⑤	7月26日（火）	落語会 「～いいんでないかい！北海道弁～」	落語家 桂　三段
⑥	8月2日（火）	おなか健康教室 ～健腸長寿～	札幌ヤクルト販売（株） 腸トレマスター　堀岡　宏美
⑦	8月9日（火）	「今日から取組む介護予防！ 脳トレと体操」	介護予防センター大通公園 社会福祉士 センター長　生出　典子
⑧	8月16日（火）	「札幌の遺跡と縄文世界遺産」	札幌市出前講座 文化財課　埋蔵文化財センター職員
⑨	8月23日（火）	施設見学（現地講座） 「見て・触れて・体験し・学ぼう。」	札幌市民防災センター 札幌市白石区南郷通６丁目北２－１
⑩	8月30日（火）	「あなたの ファミリーヒストリーの調べ方」	家族歴史研究家　岸本　良信
⑪	9月6日（火）	「日本人に知られていない プロヴァンスの魅力」	フランス文化講師　ペロ　ケビン
⑫	9月13日（火）	「災害危機に備えて ～地震・風水害・土砂災害など～」	札幌市出前講座 危機管理課　職員
⑬	9月20日（火）	「健康づくり栄養講座」	明治安田生命 健康推進講座　担当講師
⑭	9月27日（火）	施設見学（現地講座） 「札幌市の街づくりと大通公園の歴史」	札幌市資料館 札幌市中央区大通西１３丁目
⑮	10月4日（火）	「海外旅行者が良かった 札幌の見どころとおもてなし英語」	全国通訳案内士　佐藤　毅己
⑯	10月11日（火）	はじめてのボランティア 閉講式	中央区社会福祉協議会　芳賀　浩子 中央区長　中川　雅己

※　中央区民センターに駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

※　館内及び受講中は、マスクの着用をお願いいたします。

※　講演内容・テーマ、講師は、変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



※　現地講座もあります。

７月１２日（火）円山動物園　→　中央区民センターより貸切バスで出発、現地解散（区民センター９時集合）

８月２３日（火）札幌市防災センター　白石区南郷通６丁目北　現地集合・現地解散

９月２７日（火）札幌市資料館　地下鉄西１１丁目駅　現地集合・現地解散

狸小路市街地住宅・中央区民センター
全体消防計画

第1　目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき狸小路市街地住宅・中央区民センターの防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全被害の軽減を図ることを目的とする。

第2　適用範囲

この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

(1)　当事業所に勤務し、出入りするすべての者

(2)　防火管理業務の一部を受託している者

(3)　当住宅に入居し、出入りするすべての者

第3　防火管理業務の一部委託について

(1)　委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、自衛消防隊長及び防火管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施するものとする。

(2)　委託者への報告等

委託者は、受託した防火管理業務について、定期に統括防火管理者に報告するものとする。

第4　管理権原者及び統括防火管理者の業務と権限

(1)　管理権原者

ア　管理権原者は、事業所内の防火管理業務について、最終的な責任を負うものとする。

イ　管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

ウ　管理権原者は、事業所内の避難上必要な施設について適正に維持管理しなければならない。

(2)　統括防火管理者

統括防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

ア　消防計画の作成及び変更

イ　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

ウ　火災予防の自主検査・点検の実施と監督

エ　消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い

オ　改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

カ　火気の使用、取扱いの指導、監督

キ　収容人員の適正管理

ク　従業員に対する防災教育の実施

ケ　防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督

コ　管理権原者への提案や報告

サ　放火防止対策の推進

シ　防火管理資格状況の把握

第５　消防機関との連絡

管理権原者は次の業務について、中央消防署長への報告、届出及び連絡を行うものとする。

(1)　統括防火管理者選任（解雇）届出

統括防火管理者を選任したとき、又はこれを解任した時に、消防法施行規則別記様式第１号の２の２の２の２により、管理権原者が届け出ること。

(2)　統括消防計画作成（変更）届出

統括消防計画を作成したとき、又はその内容に変更が生じたときに、消防法施行規則別記様式第１号の２の２の２により、統括防火管理者が届け出ること。

(3)　自衛消防訓練実施の通報（届出）

消防計画に基づき、自衛消防訓練を実施するとき、又は実施したときは、様式１により、統括防火管理者が通報（届出）すること。

(4)　防火対象物の定期点検報告（該当する場合のみ）

定期点検終了後、防火対象物点検結果報告書を１年に１回、管理権原者及び防火管理者が報告内容を確認した後に管理権原者が報告すること。

(5)　特例認定の申請（該当する場合のみ）

防火対象物の点検報告免除の認定を申請する場合、管理権原者及び防火管理者が申請内容を確認した後に管理権原者が届け出ること。

(6)　禁止行為の解除承認申請

喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び統括防火管理者が申請内容を確認した後に管理権原者が申請すること。

(7)　催物開催の届出

事業所内において、映画、演劇などの催物を開催するときは、管理権原者及び統括防火管理者が届出内容を確認した後に管理権原者が届け出ること。

(8)　消防用設備等の点検結果報告

総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を１年に１回(特定対象物以外は３年に１回)、管理権原者及び防火管理者が報告内容を確認をした後に管理権原者が報告すること。

(9)　その他、管理権原者の変更、建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に中央消防署に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

第６　防火管理業務の資料等（防火管理維持台帳）の整備

統括防火管理者は、適正な防火管理業務を遂行するため、第５により申請、報告、又は届出をした書類及びその他防火管理業務に必要な次の書類等を防火管理維持台帳として本計画とあわせて、整備、保管しておくものとする。

(1)　施設に関する記録（防火対象物の施設概要など）

(2)　統括防火管理者に関する記録（統括防火管理者の選任・解任、消防計画の作成・変更などの状況）

(3)　危険物施設等に関する記録（危険物施設、少量危険物等の許認可及び点検状況）

(4)　共同防火管理に関する記録（共同防火管理協議会の協議事項及び防火対象物全体の消防計画

の作成・変更などの状況）

(5) 施設に関する記録（施設の用途、人員、代表者、火気設備などの状況）

(6) 消防訓練及び防火管理上必要な教育に関する記録

(7) 消防用設備等の設置状況に関する記録

(8) 消防用設備等の点検状況に関する記録

(9) 建物（広告物を含む）、施設、消防用設備等の自主チェックに関する記録

第7 予防管理対策

防火担当責任者及び火元責任者を施設毎に選任し、予防管理対策を行うものとする。

(1) 防火担当責任者の業務

防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

ア 建物内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。

イ 統括防火管理者の補佐

(2) 火元責任者の業務

火元責任者は、次の業務を行うものとする。

ア 建物内の火気管理に関すること。

イ 建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。

ウ 地震時における火気設備器具の安全確認に関すること。

エ 『自主検査チェック票』に基づく検査の実施に関すること。

オ 防火担当責任者の補佐

(3) 受託者の業務

受託者は、委託契約の内容に基づき、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を業務日誌に記録し、統括防火管理者に報告するものとする。

(4) 消防用設備等の自主点検

施設毎に防火管理者は、消防用設備等の点検にあっては法定点検のほかに、自主点検を実施するものとする。

なお、消防用設備等の設置にあたり特例が適用されている場合は、特例適用条件（防火区画の形成など）の適否についても合わせて確認するものとする。

(5) 防火対象物の法定点検

防火対象物の法定点検を実施するときは、防火管理者が立ち会うものとする。

ア 消防用設備等の点検は、施設毎に委託している業者等が行うものとする。

イ 防火対象物点検は、施設毎に委託している業者等が行うものとする。

なお、上記点検を実施する際は、施設毎に防火管理者が立ち会うこととする。

(6) 建物等の定期調査

建築基準法第12条に基づく建物等の定期調査を実施するときは、施設毎に防火管理者が立ち会い、施設毎の維持管理に努めるものとする。

第8 報告等

(1) 点検・検査結果の記録及び報告

自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に結果報告を行うものとする。

ただし、不備・欠陥部分を発見した場合においては、すみやかに防火管理者に報告するものとする。

(2) 不備・欠陥等の報告

防火管理者は、点検実施者から報告された内容において不備・欠陥部分がある場合は、必要に応じて現地確認を行ったうえ管理権原者に報告するものとし、不備・欠陥の是正をするものとする。

なお、防火管理者は、不備・欠陥の改修にあたり予算措置等の理由から日数を要するものについては、管理権原者の指示を受けて改修計画を樹立するものとする。

第9 火災予防措置

(1) 火気等の使用制限等

統括防火管理者は、すべての施設内における喫煙及び火気等の使用の制限を行い、その具体的な場所等を指定するものとする。

(2) 臨時の火気使用等

当事業所及び住宅部分で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前連絡をし、承認を得るものとする。

ア 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき

イ 各種火気設備器具を設置又は変更するとき

ウ 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき

エ 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき

オ 改装、模様替え等の工事を行うとき

(3) 火気等の使用時の遵守事項

火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

ア 火気設備器具は、指定場所以外では使用しないこと。

イ 火気設備器具は、事前に設備器具を検査してから使用すること。

ウ 火気設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物を置かないこと。

エ 火気設備器具を使用した後には、必ず設備器具を点検し、安全を確認すること。

オ 喫煙に当たっては、必ず灰皿等の喫煙容器のある場所において喫煙することとし、喫煙禁止場所となっている部分では、喫煙しないこと。

(4) 施設に対する遵守事項

従業員は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

ア 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設には、避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

イ 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないよう維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に開閉できるものとし、廊下、階段の有効幅員をせばめないように保持すること。

エ 防火戸は、常時閉鎖できるように保持し、閉鎖の障害又は延焼の媒体となる物品を置かないこと。なお、防火戸の閉鎖位置と他の部分とを色別しておくこと。

(5) 避難経路図

統括防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置及び屋

外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（消防計画参照）を作成し、従業員及び入居者に周知するとともに、見やすい場所に提出するものとする。

(6) 収容人員の管理

統括防火管理者は、催物の開催などにより混雑が予想される場合は、収容人員の適正化に努めるとともに、避難経路の明示、避難誘導員の配置などの必要な措置を行うものとする。

(7) 避難施設・防火施設等の管理

統括防火管理者は、施設の維持管理のため、避難施設、防火施設、その他の防災に係る施設を定期に巡回点検し、常に良好な状態を保つよう努めるものとする。

第10 工事中の安全対策

(1) 統括防火管理者は、事業所内又は事業所の敷地内及び住宅部分で工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するものとする。

なお、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を中央消防署長に届け出るものとする。

ア 増築等で、建築基準法に基づき特定行政庁に仮使用申請したとき。

イ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき。

(2) 統括防火管理者は、工事関係者に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

ア 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等の準備をして火災等の発生に際していつでも消火できる体制をとること。

イ 工事関係者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

ウ 工事場所ごとに、火元責任者を指定し、火気管理の状況について定期に防火管理者に報告させること。

エ 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

オ 放火防止のため、工事に使用する資器材等の整理、整頓をすること。

第11 放火防止対策

(1) 日常の放火防止対策

統括防火管理者及び従業員等は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

ア 敷地内及び廊下、階段、給湯室等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。

イ 出入口の特定、不審な入出者に対する呼び掛け及び監視等を行う。

ウ アルバイト、出向、パートの職員を明確にし、不法侵入者の防止を行う。

エ 死角となる場所等の不定期巡回監視体制を確立する。

オ 火元責任者又は最後に退社する者は出入口の施錠をする。

カ 空き室、倉庫等の施錠管理を徹底し、不法侵入者が入れない環境づくりを行う。

キ 休日、夜間等における巡回体制を確立する。

ク 駐車場内の車両の入出管理及び施錠確認を行う。

(2) 周辺地域で連続放火火災が発生した場合の放火防止対策

周辺地域で放火火災が連続的に発生した場合は、前(1)によるほか、自衛対策を強化するため、次のことを行うものとする。

ア 施設毎に防火管理者は、施設内外の巡視回数を増やし、巡視内容を綿密にする。

イ　施設毎に防火管理者は、施設内の出入口等の施錠確認を確実に行う。

第12　自衛消防組織

(1)　自衛消防隊の設置

火災等の災害発生時に被害を最小限にとどめるため、施設全体による自衛消防隊を設置する。

(2)　自衛消防隊に自衛消防隊長、自衛消防副隊長を置く。

(3)　自衛消防隊長等の指定は、次のとおりとする。

ア　自衛消防隊長は、中央区役所市民部長とする。

イ　自衛消防副隊長には、中央区民センター館長、㈱福山倉庫不動産部、㈱ＵＲコミュニティ管理主任が当たり、自衛消防隊長を補佐する。

ウ　その他の自衛消防隊員は、施設毎の自衛消防隊長が指定する。

(4)　自衛消防隊の編成は、別表１　のとおりとする。

第13　権限及び任務

(1)　自衛消防隊長の権限

自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害の自衛消防活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

(2)　自衛消防副隊長の任務

自衛消防副隊長は、自衛消防隊長の命をうけ、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように統括し、また、消防隊との連携を密にしなければならない。

(3)　自衛消防副隊長は、自衛消防隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

第14　自衛消防活動等

(1)　指揮班の任務

ア　指揮班員は、指揮所の設置、消火、通報及び避難状況の把握、隊長の指示、命令の伝達、必要資器材の集結、資料の確保及び情報の収集等をするとともに、消防隊（消防機関）に協力するものとする。

イ　指揮班は、建物の施設等を把握するため、建築関係資料等を保管しておくものとする。

(2)　通報連絡班の任務

ア　通報連絡班員は、火災等の場所及び状況を把握し、直ちに消防機関（119番）に通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、必要に応じた周知手段を講じるものとする。

イ　通報連絡班員は、消防隊が到着したときは、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行うものとする。

(3)　消火班の任務

消火班員は、消火器を活用して適切な初期消火を行うものとする。

なお、消防隊が到着したときは、出火場所及び延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無等の情報を提供するものとする。

(4)　避難誘導班の任務

避難誘導班員は、火災等が発生した場合、次により避難誘導にあたるものとする。

ア　メガホン等の必要資器材を携行し、出火階に直行する。

イ　出火階及び上層階の避難誘導班員に避難開始の伝達を行う。

ウ　出火場所付近にいる避難者を優先に避難誘導を行う。

エ　エレベーター前、非常口、避難階段、行き止まり通路等に部署し、非常口の開放を行うとともに、避難者を安全な地点に誘導する。

オ　避難の際に障害となる物品を除去する。

カ　負傷者、未避難者及び要救助者の確認を行い、本部に報告する。

キ　必要に応じ、ロープを使用して警戒区域を設定する。

(5)　避難誘導の留意事項

ア　エレベーターによる避難は行わせないものとする。

また、屋上への避難についても原則として行わせないものとする。

イ　各出入口付近では、一旦避難した者が建物内に再び戻ることのないように避難者の動向に注意をはらうものとする。

ウ　避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し、出火階及び出火階よりも上層階にいる者を優先して避難させる。

エ　避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認する。

オ　火災が発生した場合、排煙口の起動操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、及び防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

(6)　救護班員の任務

ア　救護所は、消防隊の活動等に支障のない安全な場所に設置する。

イ　救護班員は、負傷者等の応急手当を行うとともに救急班と密接な連絡をとり、負傷者等を速やかに病院搬送できるように適切な対応をとる。

ウ　救護班員は、負傷者等の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、負傷程度などの事項を記録しておくものとする。

(7)　自衛消防隊の装備

自衛消防隊は、メガホン等の装備を必要に応じ整備し、管理事務所に保管、管理するものとする。

(8)　自衛消防隊の活動範囲

ア　自衛消防隊の活動範囲は、当事業所の管理範囲内とする。

イ　近接する事業所等からの火災により延焼を阻止する必要がある場合は、自衛消防隊長の判断により、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内において自衛消防活動を行うものとする。

(9)　通報連絡

火災又は火災と疑われる現象その他の異常（以下「火災等」という。）を発見した者は、その位置、状況等を自衛消防隊及び周辺に知らせるものとする。

(10)　ガス漏れの対策

ア　日常のガス漏れ事故対策

統括防火管理者は、ガス会社が行う定期検診に立会い、状況の確認に努めること。

イ　ガス漏れ時の応急措置

(ア)　ガス漏れ検知器が作動した付近の従業員は、その状況を自衛消防隊員に通報すること。

(イ)　ガス漏れ検知器が作動した旨の通報を受けた自衛消防隊員は、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を管理権原者及び自衛消防隊長に報告する。

（ウ）ガス臭気の通報があった場合、自衛消防隊員はその程度及び措置等を確認し、必要に応じて拡声器等を活用して事業所内に知らせるものとする。

ウ　通報連絡

統括防火管理者は、ガス漏れを確認後、直ちに　北海道ガス㈱　保安センター（電話番号233－5533）及び消防機関（119番）へ通報するとともに、管理権原者に報告し、通報連絡班に指示して拡声器等を活用して事業所内に知らせるものとする。

エ　火気使用設備・器具の使用停止と喫煙の禁止

通報連絡班員は、ガス漏れが発生した場合には、次の放送を行うこと。

（ア）ガス器具、電熱器等の火気使用設備・器具の使用禁止

（イ）喫煙の禁止

（ウ）スイッチ操作、その他火花を生ずるおそれのある行為の禁止

オ　避難誘導

ガス漏れが発生した場合、自衛消防隊長は避難誘導班員に指示して事業所内にいる者を安全な場所に避難させるなど、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導体制をとるものとする。

カ　緊急遮断弁の閉止等

ガス会社の職員又は消防隊が到着する前に緊急遮断弁を閉止する場合は次の場合とし、自衛消防隊長が事故状況を総合的に判断して決定するものとする。

なお、緊急遮断弁を閉止した場合は、安全が確認されるまで開放しないものとする。

また、夜間、休日等の場合は、当直責任者が自衛消防隊長の代行を行うものとする。

（ア）火災が発生し、延焼拡大している場合

（イ）ガス爆発によりガス配管が損傷している可能性がある場合

（ウ）広範囲にわたって多量のガス漏れのおそれがある場合

キ　漏えいガスの排除

漏えいしたガスは、窓、出入口等の開放による自然換気を原則として拡散排除に努めるものとする。

ク　立入禁止区域の設定

立入禁止区域の設定に当たっては、出来る限り早い時期に、避難を指示した範囲をロープ及び標識等により明示するものとする。

ケ　情報提供

ガス会社の職員及び消防隊が到着したときは、次の情報を提供するものとする。

（ア）ガス漏えい箇所

（イ）爆発の有無、発生個所及び被害状況

（ウ）緊急遮断弁の閉止等ガス供給停止の有無及び停止箇所

（エ）火気使用設備・器具の使用停止及び電源遮断の状況

（オ）避難誘導の状況

（カ）死傷者及び逃げ遅れの有無と人数

（キ）自衛消防隊の活動状況

コ　緊急遮断弁の復旧に係る留意事項

緊急遮断弁を閉止した場合は、次の事項に留意しなければならない。

（ア）器具栓、元栓及びメーターコックをすべて閉止し、ガス会社の許可があるまで操作しな

いこと。

(イ) 防火管理者又は自衛消防隊長の指示があるまで、一切の火気を使用しないこと。

なお、この場合、防火管理者又は自衛消防隊長は、火気の使用再開についてガス会社及び消防機関などの関係機関と連絡調整するものとする。

サ ガス漏れ事故防止対策の教育

ガス漏れ事故防止対策の教育は、防災教育の時期に合わせて実施するものとし、その内容は、次による。

(ア) ガス爆発の影響範囲に関する知識

(イ) ガス漏えい時の措置

(ウ) ガス漏れ火災警報設備等の機能

(エ) 緊急遮断弁の位置、閉止及び復旧の基準

(オ) その他必要な事項

シ ガス漏れ事故防止対策の訓練

ガス漏れ事故防止対策の訓練は、自衛消防訓練の時期に合わせて実施するものとし、その内容は、次による。

(ア) 通報伝達

(イ) 爆発防止措置

(ウ) 在館者等の避難誘導

(エ) ガス漏えい箇所の確認

(オ) 緊急遮断弁の閉止操作

(カ) 立入禁止区域の設定

(キ) 救助、救急活動

(ク) 救護所の設営及び負傷者の状況等の情報収集及び報告要領

第15 休日、夜間における防火管理体制

(1) 休日、夜間における予防管理

警備員等は、定時に巡回する等火災予防上の安全を確認するものとする。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動体制

休日、夜間における自衛消防活動組織は、別表2に示すところによる。

(3) 休日、夜間に発生した災害に対しては、次の措置を行うものとする。

ア 火災を発見した場合は、直ちに消防機関（119番）に通報後、初期消火活動を行うとともに、残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火管理者などの関係者に対して、別に定める緊急連絡網により急報するものとする。

イ 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

第16 震災対策

(1) 震災予防措置

統括防火管理者は、地震による災害を予防するために、次の措置を行うものとする。

ア 看板、窓枠、外壁等の倒壊、転倒、落下防止措置

イ 棚、備品、什器、物品等の転倒、落下防止措置

ウ 火気使用設備・器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品

を置かない

エ　火気使用設備・器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等の作動状況の検査

オ　危険物施設等における危険物の転倒、落下、漏えい等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査

カ　非常電源用燃料の貯蔵状態、冷却水の状態、充電状態などの日常点検

(2)　備蓄品

震災に備え、次に揚げる品目を団地内住戸・事務所に備蓄しておくとともに、保管場所には非常用の備蓄品であることを明示しておくものとする。

ア　懐中電灯

イ　携帯用拡声器

ウ　携帯ラジオ

エ　医療品

オ　その他

第17　震災時の活動

(1)　震災直後の安全措置

地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

ア　地震発生直後は、事業所内の全ての者が自らの身の安全を守ることを最優先とする。

イ　火気設備・器具の直近にいる従業員は電源の遮断、燃料の遮断等を行い、各火元責任者は、その状況を確認して自衛消防隊長に報告すること。

ウ　ボイラー担当者は、ボイラーの運転停止及び燃料バルブ等の閉止操作と確認を行い、自衛消防隊長に報告すること。

エ　全従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無を確認し、負傷者等が発生した場合には、自衛消防隊長に報告すること。

オ　自衛消防隊長は、事業所内の情報を把握するとともに二次災害等を防止するため、通報連絡班に次の内容の放送をさせるものとする。

(ア)　エレベーターの使用の制限

(イ)　落下物からの身体防護の指示

(ウ)　屋外への不用意な飛び出しの禁止

(エ)　ガラスの破片など床面等の散在物による負傷防止の指示

カ　統括防火管理者及び自衛消防隊員等は、二次災害の発生を防止するため、建物、消防用設備等、火気使用設備等・器具、危険物施設等及びガス配管について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、管理権原者に報告するとともに応急措置を行うこと。

また、崖地などが直近にある場合には、崖崩れ及び山崩れなどについても注意をはらい、避難を要すると判断した場合には、事業所内に非常放送を行い全ての従業員等を緊急避難させること。

キ　地震動が終息した後においても各設備・器具等は、安全が確認されるまで使用しないこと。

(2)　震災時の活動

防火管理者及び自衛消防隊長は、震災時の活動については第12（自衛消防組織）～第14（自衛消防活動等）に準じて行うほか、次によるものとする。

ア　大規模な地震の場合には、自衛消防隊員を集合させて事業所内の情報を収集するとともに、防火管理者は建物全体の被害状況を把握し、必要な指揮統制を行うこと。

イ　テレビ、ラジオなどの報道機関を通じて地震に関する情報の収集に努めるとともに、事業所周辺の状況を把握すること。

ウ　自衛消防隊長は火災、ガス漏れの発生及び負傷者の有無等の状況を把握するとともに、自衛消防隊員に対して適切な指示をすること。

エ　必要に応じて、近接建物等との応援協力体制を図ること。

(3)　避難の方法

震災時の避難は、次によるものとする。

ア　事業所内にいる者を落ち着かせ、防火管理者又は自衛消防隊長が避難するよう命令するまでの間、周囲の物品の転倒、落下等に注意しながら、柱の周りや壁際など比較的に安全な場所で待機すること。

イ　従業員等は、屋外のガラスの落下等による負傷を避けるため、不用意に事業所内から屋外へ飛び出すことのないように注意すること。

ウ　建物内での避難には、エレベーターは使用させないこと。

エ　事業所から広域避難場所等に誘導するときは、事業所内の一時集合場所（中央区役所前駐車場）及び広域避難場所（中央区北２～４条西８～１０丁目「植物園」）までの順路、道路状況及び事業所周辺の被害状況等について情報を得た範囲内で従業員等に周知すること。

オ　自衛消防隊員は、事業所内の逃げ遅れの有無を自衛消防隊長に報告すること。

カ　避難誘導班員は、各階の逃げ遅れの有無を確認した後に避難誘導を開始すること。

キ　避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと。

ク　避難には車両等は使用せず徒歩とすること。

ケ　避難は、事業所内の者が一団となり行動するものとし、先頭と最後尾に誘導員を配置し、誘導員は、避難経路途上の落下物、倒壊物など避難上の障害となる物品等の除去を行うこと。

(4)　救出・救助

ア　(3)オにより逃げ遅れた者を確認した自衛消防隊長は、直ちに自衛消防隊員等の中から救助要員を選定し、事業所内外の検索及び救出に当たるものとする。

イ　救助要員は、逃げ遅れ者が倒壊物等の下敷きになるなど自力脱出できない場合には、自衛消防隊の保有する資器材を活用して救助に全力を傾注するものとする。

ウ　救助要員は、逃げ遅れ者を救出したときは、直ちに応急救護所に搬送するものとする。

(5)　応急救護

震災時の応急保護は、次によること。

ア　救護班員は、屋内の安全な場所に応急救護所を設置し、医薬品等の備蓄品を搬送すること。

イ　救護班員は、応急救護所を設置した旨を自衛消防隊長を通じて通報連絡班員に連絡し、館内放送により事業所内の従業員等に周知させること。

ウ　各階の応急救護班員は、応急救護所に集結し、負傷者の救護にあたること。

エ　防火管理者は、必要に応じ医療機関及び消防機関との連携を図ること。

第18　防災教育等

(1) 防災教育の実施時期等

防災教育の実施対象者、実施時期及び実施回数は、施設毎に消防計画書に明記するものとする。

(2) 防災教育の内容

防災教育は、実施者の任務分担を定め、概ね次の事項について教育するものとする。

ア 消防計画について

イ 従業員が守るべき事項について

ウ 火災発生時の対応について

エ 地震発生時の対応について

オ その他防災上必要な事項

(3) ポスター、パンフレット等の提示

統括防火管理者は、防火に関するパンフレット、ポスター等を見やすい場所に提示し、防火思想の普及を図るものとする。

第19 防災訓練

(1) 訓練の実施時期等

統括防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

ア 訓練の実施時期

毎年7月に消火訓練・通報訓練・避難訓練・応急救護・総合訓練を行うものとする。

イ 統括防火管理者は、訓練の実施に当たっては、訓練指導者を指定して実施するものとする。

(2) 訓練の内容

訓練は、次の内容を実施するものとする。

ア 消火訓練

出火場所を想定し、消火器、屋内消火栓その他の消火設備等を用いて、模擬又実際に放射・放水しての初期消火の訓練を行う。

イ 通報訓練

出火場所を想定し、119番通報（事前に消防機関への連絡が必要）、自衛消防隊員等への連絡、拡声器等を使用した情報伝達等についての通報連絡訓練を行う。

ウ 避難訓練

出火場所を想定し、避難誘導班員の適切な配置方法、避難器具等避難施設の用方法、逃げ遅れの確認方法などについての避難誘導の訓練を行う。

エ 安全防護訓練

防火区画の設定、各種防災設備の運用、放射性物質、危険物等、各種ガス、電気、毒劇物、爆発の危険のある物品の措置、対応などについての安全防護の訓練を行う。

オ 応急救護訓練

傷病者に対する応急手当、搬送要領、応急救護所の設置要領などについての応急救護の訓練を行う。

カ 総合訓練

ア～オまでの各訓練を総合した訓練を行う。

キ 震災を想定した防災訓練

身体防護措置、地震情報の収集、出火防止措置、危険物品の対応措置、指定場所への避難、関係機関への情報提供と伝達要領及び応急救護所の設置要領等についての震災時の訓練を行う。

(3) 訓練を想定した防災訓練（訓練の実施結果）

統括防火管理者は、「自衛消防訓練実施結果表」を用いて、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

なお、訓練の実施結果及び指導事項等の記録は、防火管理維持台帳に編さんしておくこととする。

附　則

この計画は、令和４年　５月　２６日から施行する。

別表１

自衛消防隊編成表

	自衛消防隊長　中央区市民部長				
	自衛消防副隊長　中央区民センター館長 ㈱福山倉庫不動産部 ㈱ＵＲコミュニティ管理主任				
1階	指揮班	通報連絡班	消火班	避難誘導班	救護班
	㈱福山倉庫 １名	ｷｯﾁﾝ COME １名	中央区第一地域包括支援センター １名	㈲サン不動産 １名	ﾌﾟﾘﾝｽ歯科ｸﾘﾆｯｸ １名
1階	指揮班	通報連絡班	消火班	避難誘導班	救護班
	中央区民センター １名	同左 １名	同左 ２名	同左 ２名	同左 ２名
2階	指揮班	通報連絡班	消火班	避難誘導班	救護班
	中央区民センター １名	同左 １名	同左 ２名	同左 ２名	同左 ２名
3階－10階	指揮班	通報連絡班	消火班	避難誘導班	救護班
	UR 都市機構業務受託者 ㈱UR コミュニティ北海道住まいセンター　管理主任 １名	同左 管理主任 １名	同左 管理主任 １名	同左 管理連絡員 １名	同左 管理連絡員 １名

別表２

休日・夜間の自衛消防組織編成表

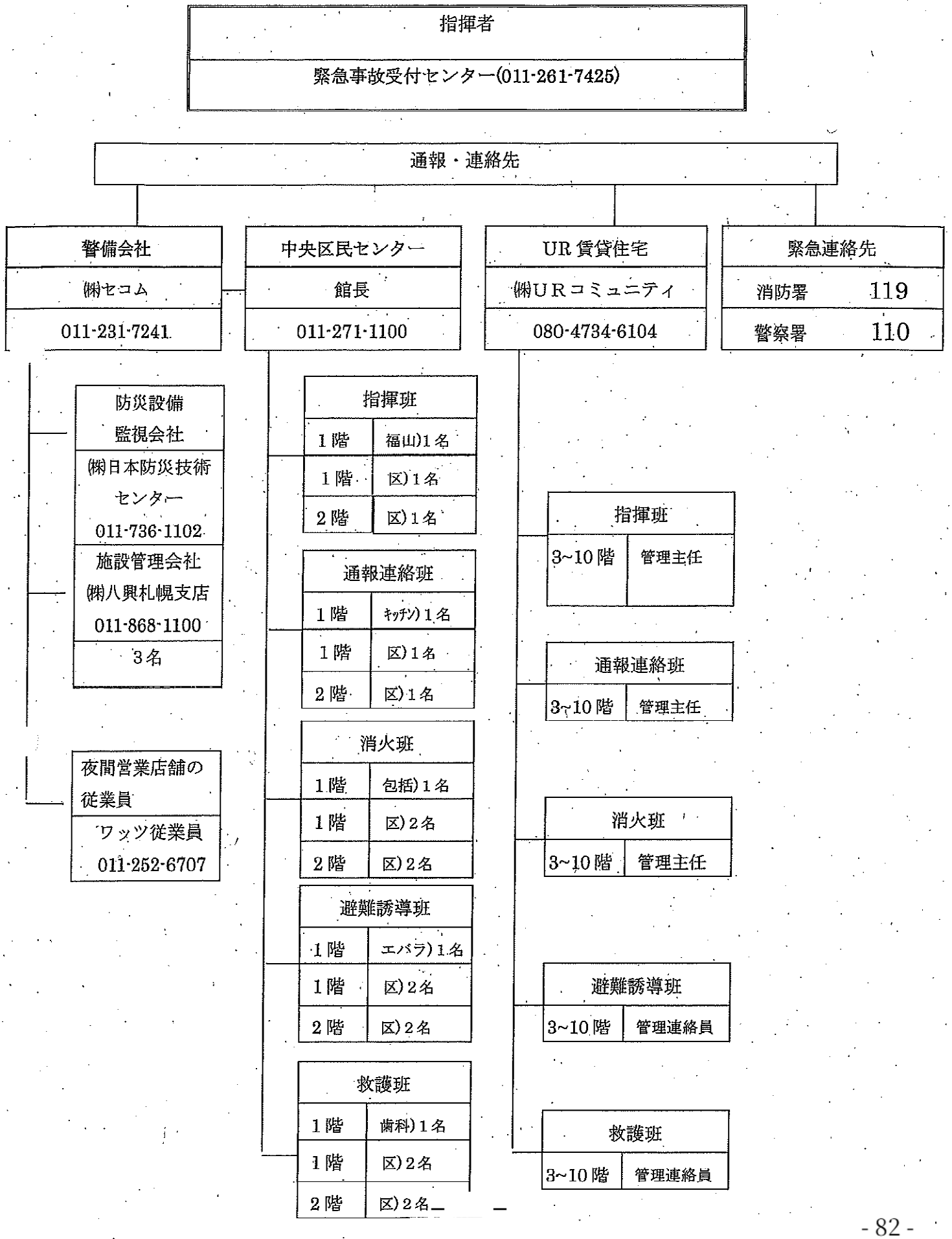

札幌市中央区民センター
緊急時・事故など危機管理対応マニュアル

（平成21年4月1日作成）

1 目 的

このマニュアルは、札幌市中央区民センターにおける危機管理に関する対応について必要事項を定め、災害の予防と人命の安全被害の軽減を図ることを目的とする。

2 行動内容

	対　　応	留意事項
火災発生の場合	● 火災を発見したら	＊お客様に不安を与えないよう慌てず落ち着いて行動しましょう。
	① 大声で「火事だ！」と叫び周囲の者に知らせる	
	② 事務室に状況を知らせる（火災発生場所を確認する）	
	③ 消防署119番へ連絡（火事か・救急か適切に）	
	・所在地　中央区南2条西10丁目	＊頭を低く
	・名称　中央区民センター	＊煙を吸わないようハンカチ、タオルを鼻・口にあてて煙を吸い込まないようにする。
	・出火場所　部屋名等	
	・避難者の有無	
	・建物の構造　2階建て　など	
	④ 火災を全館に知らせる	
	・非常ベルを鳴動させる	
	・館内放送をかける	
	⑤ お客様の避難誘導をする	＊誘導時には、各自携帯拡声器を使用
	・エレベーターは、使用を禁じ非常口、避難階段に誘導する	
	・避難口の開放	
	・防火扉を閉鎖	
	⑥ 消火活動をおこなう	＊逃げ遅れた人や、けがをしたがいれば消防隊に報告します。
	・初期消火できる場合は消火器等を使って行う	
	⑦ 避難者の確認	
	⑧ 消防隊へ情報提供	
	⑨ 火災発生報告書の作成・提出	
	⑩ 詳細は消防計画及び「自衛消防隊の編成」に定めるところによる。	

	対　　応	留意事項
地震発生の場合	● 大きな揺れを感じたら	＊お客様に不安を与えないよう慌てず落ち着いて行動しましょう。
	① 身近なもので頭を覆うかテーブルの下へもぐる	
	倒れそうなものは手で押さえる	
	② 館内放送をかける	
	・状況によっては非常ベルを鳴らす	＊揺れが止まってから行動します。
	③ お客様の避難誘導をする	
	④ 状況に応じて消防署119番へ連絡	
	⑤ 火災が発生したときは消火活動をおこなう	
	⑥ 避難者の確認	＊ロッカーやガラスの破片に気を付けます。
	⑦ 消防隊へ情報提供	
	⑧ 地震発生報告書の作成・提出	

	対　　応	留意事項
骨折・けが人が発生した場合	● 骨折やけが人がでたら ① けが人をあまり動かさずどこが痛いのかを聞く ② 状況に応じて救急車119番を呼ぶ ・所在地　　中央区南2条西10丁目 ・名称　　中央区民センター ・患者の状況　状態、性別、年齢など ③ けが人の家族に連絡 ④ 病院へ情報提供 ⑤ 事故発生報告書の作成・提出 ・保険適応の場合は保険会社へ手続き ⑥ 後日けが人に回復状況などを尋ねる	*行きつけの病院や怪我をするまでの状況を詳しく周りから聞きます。
	対　　応	留意事項
来館者が倒れた場合	● 来館者が倒れたら ① 意識があるかの確認 ・耳元で「もしもし大丈夫ですか」と肩をたたきながら確認する 【意識がない場合は】 ① 救急車119番を呼ぶ ・所在地　　中央区南2条西10丁目 ・名称　　中央区民センター ・患者の状況　状態、性別、年齢など ② 家族などへ連絡 ③ 救急車が来るまで応急手当を行う（状況による） ④ 救急車が来たら、知り合いの人か、職員が救急車に同乗する ⑤ 事故発生報告書の作成・提出 【意識がある場合は】 ① 本人に救急車を呼んでよいか確認する 救急車119番を呼んだ場合以下のことを伝える ・所在地　　中央区南2条西10丁目 ・名称　　中央区民センター ・患者の状況　状態、性別、年齢など ② 家族などへ連絡 ③ 救急車が来るまで応急手当を行う（状況による） ④ 救急車が来たら、知り合いの人か、職員が救急車に同乗する 救急車119番を呼ばなかった場合は ① 具合が良くなるまで様子を見る ② 家族へ連絡し、連れて帰ってもらう ③ 事故発生報告書の作成・提出	＊お客様に不安を与えないよう慌てず落ち着いて行動しましょう。 倒れた時の状況を詳しく周りから聞きます。 AEDの使用 応急手当ては 気道の確保 呼吸の確認 心臓マッサージの開始 心肺蘇生法の継続 などを行ってください。
	対　　応	留意事項
不審者がいたら	被害がなければ、そのまま様子を見る 暴れだしたり、物を壊したりした場合は、直ちに警察110番を呼ぶ	＊女性だけなので絶対に一人で行動しない。

別紙４

様式４の１

運営事業計画書（令和５年度）

１　区民講座について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
初心者向けスマホ＆タブレット講座	目的　自分の機種を使い、スマホやタブレットの基本操作を学ぶ。 内容　自分の機種を使い、基本操作や便利なアプリ機能などを学び、「使い方がわからない」「もっと使いこなしたい」等の悩みを解決する。 効果　自分の機種で学ぶことにより、使い方がより分かるようになる。	3	6	15歳以上 20 3,000	27,000	60,000	0	24,000	3,000
初めての中国語講座	目的　中国語を初めて学ぶ方やもう一度やり直したい方を対象に簡単な会話・自己紹介ができる事を目指す。 内容　中国人講師により、中国語の基本や発音、文化などを学ぶ。 効果　中国語での自己紹介・簡単な日常会話ができるようになることで、生活文化の向上が期待できる。	6	9	15歳以上 20 5,000	39,000	100,000	0	36,000	3,000
初めてのフランス語講座	目的　フランス語を初めて学ぶ方やもう一度やり直したい方を対象に簡単な会話・自己紹介ができる事を目指す。 内容　フランス人講師により、フランス語の基本や発音、文化などを学ぶ。 効果　フランス語での自己紹介・簡単な日常会話ができるようになることで、生活文化の向上が期待できる。	6	9	15歳以上 20 5,000	39,000	100,000	0	36,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和５年度）

1　区民講座について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
初めての陶芸講座	目的　陶芸を通じて「ものづくり」に対する理解を深め、ものを作る喜びを体験する。 内容　陶芸協会からの派遣講師によるさまざまな陶芸技法を学び、オリジナルの器を数点制作する。 効果　自分で「ものづくり」を体験することにより作ることの楽しさを体験し、生涯学習意欲の向上につなげる。	6	12	15歳以上 16 7,000	67,000	112,000	0	48,000	19,000
夏休み 子ども手品教室	目的　手品初心者の小学生を対象として、手品を身につけ創造性を養う。また、学校や学年を超えた仲間作りをすることで強調性を育む。 内容　4日間いろんな手品を学び、身につける。最終日にはミニ発表会を行い、覚えた手品を披露する。 効果　創造性や協調性を養い、学校生活での学習意欲向上へつなげる。	4	6	小学生 20 3,000	47,000	60,000	0	24,000	23,000
キッズヒップホップ ダンス教室	目的　ダンス初心者の小学生を対象として、振付を覚えることにより、表現力を豊かにする。また、学校や学年を超えた仲間作りをすることで協調性を育む。 内容　ダンス初心者の小学生を対象にリズムやステップの基本を学び、最終日にはダンスが踊れるようになる。 効果　表現力や協調性を養い、日常生活でのコミュニケーション能力向上へつなげる。	6	9	小学生 20 4,000	3,000	80,000	0	36,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和５年度）

1　区民講座について③

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
どさんこの苗字とルーツ	目的　苗字の由来を探り、日本人の歴史と文化について学ぶ。 内容　全国から多様な苗字が集まる北海道で、苗字の由来を探り日本人の歴史と文化について学ぶ。また、自分のルーツを江戸初期までさかのぼる方法についても解説。 効果　自分の苗字の由来やルーツを探りながら地元のことも知ることにより、愛着も湧き地域コミュニティのつながりの向上が期待できる。	6	9	15歳以上 20 3,000	39,000	60,000	0	36,000	3,000
カンタン！大人のストレッチ講座	目的　簡単なストレッチや無理なくできる運動で、運動不足解消や体調の維持を目指す。 内容　「肩こりが気になる」「運動が苦手」「身体を柔らかくしたい」などの悩みを簡単で手軽なストレッチで解消し、身体の柔軟性を高める。 効果　運動不足解消や体調を維持することで健康的な生活を送ることができる。	6	9	15歳以上 20 5,000	39,000	100,000	0	36,000	3,000
あなたのための美文字レッスン	目的　ひとりひとりのニーズに合わせたきれいな文字を書くコツを身につける。 内容　自分の名前や住所等、日常的に書く文字を主に、「文字がきれいに見えるコツ」を練習し、学ぶ。 効果　文字をきれいに書くコツを学ぶことにより、生活文化の向上につなげる。	6	12	15歳以上 12 5,000	57,000	60,000	0	48,000	9,000

様式4の1

運営事業計画書（令和５年度）

1　区民講座について④

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
（共催講座） ご近所先生 企画講座(1) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
（共催講座） ご近所先生 企画講座(2) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
ボランティアによる「美術への誘い」①	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	区民 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和５年度）

1　区民講座について⑤

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
ボランティアによる「美術への誘い」②	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	15歳以上 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の2

運営事業計画書（令和５年度）

２ 地域住民の交流等を目的とした事業について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
中央区民センター 主催 「コンサート」	地域の方に気軽に音楽や芸術に触れる機会を提供し、クラッシック曲や様々なジャンルの音楽などを中心に年2回、コンサートを実施します。施設の利用促進と、区民交流につなげます。	2	2	 100 無料	106,000	0	0	100,000	6,000
中央区民センター 文化祭	平成19年度から実施しており、日頃区民センターで活動しているサークルの発表の場として作品展示部門・ステージ発表部門・社交ダンスパーティー部門を実施します。 発表の機会を設けることで、サークル活動の助長を促します。	6日間	60	 2,000 無料	50,000	0	0	0	50,000
『中央区囲碁大会』	区民から好評を得ている大会であり、有意義な交流の機会となっていることが認められ、継続して実施していきます。また、囲碁の施設開放事業利用者の有志が審判や受付等を担当し、大会の運営に協力を得ています。	1	6	区民 40 1,500	30,000	60,000	0	20,000	10,000
【連携・共催事業】 『秋のお泊り会』	【中央区子ども会との共催事業】 中央区内の子ども会交流を目的とし、施設見学等の後、センターで「防災体験」として段ボール寝床づくりを体験し宿泊する。	1	20	区内の小中学生 40 無料	0	0	0	0	0

様式4の2

運営事業計画書（令和５年度）

2 地域住民の交流等を目的とした事業について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
【連携・共催事業】 『冬のお楽しみ会』	【大通地区福祉のまち推進センター・大通地区青少年育成委員会との連携・共催事業】 青少年の健全育成を目的として、大通地区福祉のまち推進センター・大通地区青少年育成委員会・中央区民センター運営委員会の三者の共催で、同地区の青少年の交流の場を、育成委員などのボランティアスタッフにより提供します。また、実施日は、一般利用者の少ない時間帯を活用（区民ホール/日曜日の午前中）することで効率的な施設利用の促進につなげます。	1	3	大通地区の青少年 30 無料	0	0	0	0	0
図書室 「映画会」	名作の絵本を映像化したものや、親子で楽しめるものを上映し、子どもの絵本への興味や関心を広げる。親子のふれあいを通して、参加者同士の交流も深め、図書室の利用促進へつなげます。	1	2	幼児・小・中学生 30 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「ささっと借りられるおたのしみ袋」	職員が選書した本におすすめポイントなどのポップをつけて、セットで貸出します。図書室の利用促進とともに、普段手に取らないジャンルに触れる機会を創出します。	1	40	一般 50 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「定例おはなし会」	図書室の利用促進を目的とし、ボランティアスタッフによる「読み聞かせ」を開催します。本に興味を持ってもらい利用者層の拡大を目指します。合わせて、参加者同士の交流、つながりを深めます。	4	4	幼児・小・中学生 10 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の3

運営事業計画書（令和５年度）

３　地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	その他
囲碁・将棋開放	囲碁・将棋を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	月 水	720	9:00～16:30(7.5時間)
卓球開放	卓球を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(水)	30	18:00～20:30(2.5時間)
バドミントン開放	バドミントンを通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(金)	30	18:00～20:30(2.5時間)
子ども交流の日	【中央区子ども会育成連合会との共催事業】 地域の子どもを対象に学年・学校の異なる子どもの交流として、遊びの場を提供します。	隔月 第4(土)	33	9:00～11:45（2時間45分）

※令和5～9年度の計画を各年度ごとにご記入ください。
※各事業については、管理業務仕様書「３　事業の計画及び実施に関する業務」を参照してください。
※表の枠が不足する場合は、ページを追加してご記入ください。

様式4の1

運営事業計画書（令和６年度）

1　区民講座について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
背骨コンディショニング講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容、背骨の歪みを整え、不調を改善する運動プログラム。腰痛、肩こり、膝の痛み等、背骨を整えることで様々な症状の軽減を目指す。またスポーツをされている方へのパフォーマンスアップや怪我の予防にも効果的。 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	6	12	15歳以上 20 3,500	51,000	70,000	0	48,000	3,000
ピラティス（体操）講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　エクササイズでカラダの中心部をほぐして不調を解消させ、健康の維持、促進を図る。 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	4	8	15歳以上 20 2,000	35,000	40,000	0	32,000	3,000
イタリア語講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　イタリアの文化を学び、イタリア語の基本や発音、会話へ繋がる初歩的な講座 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	6	9	15歳以上 20 5,000	39,000	100,000	0	36,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和６年度）

1　区民講座について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
気軽に絵てがみ講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　初心者でも上手に描ける簡単なコツを学び、色々なものを描く 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	4	8	15歳以上 20 4,000	35,000	80,000	0	32,000	3,000
スマホ講座 スマホで写真を撮ろう	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　スマホのカメラを使って上手に写真を撮る・機能を上手に使いこなせるようになる 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	4	8	15歳以上 20 3,000	35,000	60,000	0	32,000	3,000
陶芸講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　陶芸協会からの派遣講師によるさまざまな陶芸技法を学び、オリジナルの器を数点制作する。 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	6	12	15歳以上 16 7,000	3,000	112,000	0	48,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和６年度）

1　区民講座について③

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
「子ども英会話」講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　小学生を対象に英語に親しみ基本的な会話を学ぶ 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	6	9	小学生 20 4,000	39,000	80,000	0	36,000	3,000
夏休みキッズヒップホップ講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　ダンス初心者の小学生を対象にリズムやステップの基本を学び、最終日にはダンスが踊れるようになる。 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	6	9	小学生 20 4,000	39,000	80,000	0	36,000	3,000
冬休み手芸（編み物）講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　冬休み期間で簡単にできる手芸（編み物）講座。自由研究の題材にもできる。 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	4	6	小学生 20 3,000	27,000	60,000	0	24,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和６年度）

1　区民講座について④

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
（共催講座） ご近所先生 企画講座(1) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
（共催講座） ご近所先生 企画講座(2) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
ボランティアによる「美術への誘い」①	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	区民 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和６年度）

1　区民講座について⑤

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
ボランティアによる「美術への誘い」②	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	15歳以上 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の2

運営事業計画書（令和６年度）

２ 地域住民の交流等を目的とした事業について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
中央区民センター 主催「コンサート」	地域の方に気軽に音楽や芸術に触れる機会を提供し、クラッシック曲や様々なジャンルの音楽などを中心に年2回、コンサートを実施します。施設の利用促進と、区民交流につなげます。	2	2	 100 無料	106,000	0	0	100,000	6,000
中央区民センター 文化祭	平成19年度から実施しており、日頃区民センターで活動しているサークルの発表の場として作品展示部門・ステージ発表部門を実施します。 発表の機会を設けることで、サークル活動の助長を促します。	6日間	60	 2,000 無料	50,000	0	0	0	50,000
『中央区落語会』	近年札幌でも人気の落語を地域の方に身近に触れる機会を提供し、笑うことで来場者同士の交流機会を促し、施設の利用促進を図ります。	1	2	区民 40 500	50,000	20,000	0	25,000	25,000
【連携・共催事業】 『秋のお泊り会』	【中央区子ども会との共催事業】 中央区内の子ども会交流を目的とし、施設見学等の後、センターで「防災体験」として段ボール寝床づくりを体験し宿泊する。	1	20	区内の小中学生 40 無料	0	0	0	0	0

様式4の2

運営事業計画書（令和６年度）

２ 地域住民の交流等を目的とした事業について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
【連携･共催事業】 『冬のお楽しみ会』	【大通地区福祉のまち推進センター･大通地区青少年育成委員会との連携･共催事業】 青少年の健全育成を目的として、大通地区福祉のまち推進センター･大通地区青少年育成委員会･中央区民センター運営委員会の三者の共催で、同地区の青少年の交流の場を、育成委員などのボランティアスタッフにより提供します。また、実施日は、一般利用者の少ない時間帯を活用（区民ホール/日曜日の午前中）することで効率的な施設利用の促進につなげます。	1	3	大通地区の青少年 30 無料	0	0	0	0	0
図書室 「映画会」	名作の絵本を映像化したものや、親子で楽しめるものを上映し、子どもの絵本への興味や関心を広げる。親子のふれあいを通して、参加者同士の交流も深め、図書室の利用促進へつなげます。	1	2	幼児･小･中学生 30 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「絵本人気キャラ投票」	絵本の人気キャラを、図書室を利用している児童･幼児にシールを渡して投票してもらいます。利用者拡大を目指すとともに、どのような絵本が人気なのかなど知らない絵本を知ってもらう機会を創出します。	1	40	幼児･小学生 50 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「定例おはなし会」	図書室の利用促進を目的とし、ボランティアスタッフによる「読み聞かせ」を開催します。本に興味を持ってもらい利用者層の拡大を目指します。合わせて、参加者同士の交流、つながりを深めます。	4	4	幼児･小･中学生 10 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の3

運営事業計画書（令和６年度）

3　地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	その他
囲碁・将棋開放	囲碁・将棋を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	月 水	720	9:00～16:30(7.5時間)
卓球開放	卓球を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(水)	30	18:00～20:30(2.5時間)
バドミントン開放	バドミントンを通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(金)	30	18:00～20:30(2.5時間)
子ども交流の日	【中央区子ども会育成連合会との共催事業】 地域の子どもを対象に学年・学校の異なる子どもの交流として、遊びの場を提供します。	隔月 第4(土)	33	9:00～11:45（2時間45分）

※令和5～9年度の計画を各年度ごとにご記入ください。
※各事業については、管理業務仕様書「3　事業の計画及び実施に関する業務」を参照してください。
※表の枠が不足する場合は、ページを追加してご記入ください。

様式4の1

運営事業計画書（令和７年度）

1　区民講座について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
スマホ＆タブレット講座	目的　社会的コミュニケーションを目的に向上促進を図るため 内容　初心者を対象とし、YouTubeやSNSで社会とのコミュニケーション を目的とし日常にも役立つ知識を学習する。 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	3	6	15歳以上 20 3,000	27,000	60,000	0	24,000	3,000
【歴史】 中央区 レトロ建築めぐり	目的　地域住民の教養の向上促進を図るため 内容　中央区等の歴史ある建物を現地の赴いて見学し触れることにより 時代の移り変わりを感じ歴史を学び学習する。 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	4	8	15歳以上 20 4,000	35,000	80,000	0	32,000	3,000
【手工芸】 フラワーアレンジメント	目的　地域住民の教養の向上促進を図るため 内容　花の生け方を学び、 自分の感性でアレンジすることで生涯の趣味としてのきっかけをつくる。 効果　美しく創作することで創造性を養い、生活に潤いを保つ	4	8	15歳以上 20 4,000	35,000	80,000	8,000	32,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和７年度）

1　区民講座について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
【音楽講座】 ボイストレーニング	目的　地域住民の教養の向上促進を図るため 内容　声を出すことで複式呼吸を学び、歌うことの楽しみも学べる。 効果　脳や耳を刺激し音感を鍛え、健康維持につながる	6	12	15歳以上 20 5,000	51,000	100,000	0	48,000	3,000
【運動・健康】 コアトレーニング	目的　地域住民の健康促進を図るため 内容　全身運動をすることで日々の運動不足やストレスを解消し楽しく学ぶことで参加者同士の交流を図る 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	6	9	15歳以上 20 4,000	39,000	80,000	0	36,000	3,000
【語学】 フランス語講座	目的　地域住民の教養の向上促進を図るため 内容　旅行先で使える簡単な挨拶や日常会話を学び、他国の文化・言語に興味をもつような講座。 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	6	9	15歳以上 20 4,000	3,000	80,000	0	36,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和７年度）

1　区民講座について③

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
【こども】 落語講座	目的　夏休みや冬休みを利用して学校、学年の異なる仲間つくりで協調性を育む。 内容　聞く落語だけではなく、伝統芸としてどのように語り継がれきたのかを学ぶ 効果　聴く力と想像力を学び、子供との交流を図ることを学ぶ	4	8	小学生 20 3,000	35,000	60,000	0	32,000	3,000
【こども】 こどもヒップホップ	目的　夏休みや冬休みを利用して学校、学年の異なる仲間つくりで協調性を育む。 内容　音楽に合わせ踊りリズム感を養い全身運動により丈夫な身体をつくる 効果　身体を動かすことで表現力や想像力を学ぶ	6	9	小学生 20 4,000	39,000	80,000	0	36,000	3,000
	目的 内容 効果								

様式4の1

運営事業計画書（令和７年度）

1　区民講座について④

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
（共催講座） ご近所先生 企画講座(1) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
（共催講座） ご近所先生 企画講座(2) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
ボランティアによる「美術への誘い」①	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	区民 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和７年度）

1　区民講座について⑤

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
ボランティアによる「美術への誘い」②	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	15歳以上 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の2

運営事業計画書（令和７年度）

２ 地域住民の交流等を目的とした事業について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
中央区民センター主催「コンサート」	地域の方に気軽に音楽や芸術に触れる機会を提供し、クラッシック曲や様々なジャンルの音楽などを中心に年2回、コンサートを実施します。施設の利用促進と、区民交流につなげます。	2	2	 100 無料	106,000	0	0	100,000	6,000
中央区民センター文化祭	平成19年度から実施しており、日頃区民センターで活動しているサークルの発表の場として作品展示部門・ステージ発表部門を実施します。 発表の機会を設けることで、サークル活動の助長を促します。	6日間	60	 2,000 無料	50,000	0	0	0	50,000
『中央区落語会』	近年札幌でも人気の落語を地域の方に身近に触れる機会を提供し、笑うことで来場者同士の交流機会を促し、施設の利用促進を図ります。	1	2	区民 40 500	50,000	20,000	0	25,000	25,000
【連携・共催事業】 『秋のお泊り会』	【中央区子ども会との共催事業】 中央区内の子ども会交流を目的とし、施設見学等の後、センターで「防災体験」として段ボール寝床づくりを体験し宿泊する。	1	20	区内の小中学生 40 無料	0	0	0	0	0

様式4の2

運営事業計画書（令和７年度）

２ 地域住民の交流等を目的とした事業について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
【連携・共催事業】 『冬のお楽しみ会』	【大通地区福祉のまち推進センター・大通地区青少年育成委員会との連携・共催事業】 青少年の健全育成を目的として、大通地区福祉のまち推進センター・大通地区青少年育成委員会・中央区民センター運営委員会の三者の共催で、同地区の青少年の交流の場を、育成委員などのボランティアスタッフにより提供します。また、実施日は、一般利用者の少ない時間帯を活用（区民ホール/日曜日の午前中）することで効率的な施設利用の促進につなげます。	1	3	大通地区の青少年 30 無料	0	0	0	0	0
図書室 「映画会」	名作の絵本を映像化したものや、親子で楽しめるものを上映し、子どもの絵本への興味や関心を広げる。親子のふれあいを通して、参加者同士の交流も深め、図書室の利用促進へつなげます。	1	2	幼児・小・中学生 30 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「絵本人気キャラ投票」	絵本の人気キャラを、図書室を利用している児童・幼児にシールを渡して投票してもらいます。利用者拡大を目指すとともに、どのような絵本が人気なのかなど知らない絵本を知ってもらう機会を創出します。	1	40	幼児・小学生 50 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「定例おはなし会」	図書室の利用促進を目的とし、ボランティアスタッフによる「読み聞かせ」を開催します。本に興味を持ってもらい利用者層の拡大を目指します。合わせて、参加者同士の交流、つながりを深めます。	4	4	幼児・小・中学生 10 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の3

運営事業計画書（令和７年度）

３ 地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	その他
囲碁・将棋開放	囲碁・将棋を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	月 水	720	9:00～16:30(7.5時間)
卓球開放	卓球を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(水)	30	18:00～20:30(2.5時間)
バドミントン開放	バドミントンを通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(金)	30	18:00～20:30(2.5時間)
子ども交流の日	【中央区子ども会育成連合会との共催事業】 地域の子どもを対象に学年・学校の異なる子どもの交流として、遊びの場を提供します。	隔月 第4(土)	33	9:00～11:45（2時間45分）

※令和5～9年度の計画を各年度ごとにご記入ください。
※各事業については、管理業務仕様書「3 事業の計画及び実施に関する業務」を参照してください。
※表の枠が不足する場合は、ページを追加してご記入ください。

様式4の1

運営事業計画書（令和８年度）

1　区民講座について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
楽しく歌おう！ みんなで歌おう！	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　童謡・唱歌・歌謡曲など大きな声を出して歌うことにより、ストレス解消や腹式呼吸を学び、健康維持につながります。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	12	15歳以上 20 5,000	51,000	100,000	0	48,000	3,000
大人のメイクアップ講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　眉の描き方やファンデーションの色選び等メイクの基礎を学びます。手持ちのコスメを活用しメイクの悩みを解決します。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	12	15歳以上 20 5,000	51,000	100,000	0	48,000	3,000
ぽかぽかリンパ体操講座	目的　地域住民の健康等の向上促進を図るため 内容　リンパの滞りを解決するコツや体操を学びます。椅子に座ったまま出来ます。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	12	15歳以上 20 5,000	51,000	100,000	0	48,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和８年度）

１　区民講座について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
油絵を描こう！	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　油絵を基礎から学びます。生涯の趣味として続けられるきっかけとなるような講座です。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	12	15歳以上 20 5,000	51,000	100,000	0	48,000	3,000
大人の工作講座	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　鹿の角を使ってけん玉やクリスマスオーナメントなどを作ります。自分の手を使ってモノを作り上げる喜びを感じる講座です。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	12	15歳以上 20 5,000	51,000	100,000	0	48,000	3,000
はじめての中国語	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　旅行先で使える簡単な挨拶や日常会話を学習します。他国の文化・言語にも興味をもってもらえるきっかけになる講座です。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	9	15歳以上 20 4,000	39,000	80,000	0	36,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和８年度）

1　区民講座について③

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
夏休み キッズダンス講座	目的　地域住民の健康や交流等の向上促進を図るため 内容　夏休みを利用してダンスを身につけ創造性を養います。また、学年・学校の異なる仲間づくりで協調性を育みます。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	9	小学生 20 4,000	39,000	80,000	0	36,000	3,000
冬休み 子ども英語講座	目的　地域住民の教養や交流等の向上促進を図るため 内容　冬休みを利用して語学を学びます。他国の文化・言語にも興味をもってもらえるきっかけづくりを目指します。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	5	7.5	小学生 20 3,000	33,000	60,000	0	30,000	3,000
冬休み 書道講座	目的　地域住民の教養や交流等の向上促進を図るため 内容　冬休みを利用して習字を学びます。習字の基礎や礼儀作法を習得します。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	5	7.5	小学生 20 3,000	33,000	60,000	0	30,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和８年度）

1　区民講座について④

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
（共催講座） ご近所先生 企画講座(1) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
（共催講座） ご近所先生 企画講座(2) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
ボランティアによる「美術への誘い」①	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	区民 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和８年度）

1　区民講座について⑤

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
ボランティアによる「美術への誘い」②	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	15歳以上 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の2

運営事業計画書（令和８年度）

２ 地域住民の交流等を目的とした事業について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
中央区民センター主催「コンサート」	地域の方に気軽に音楽や芸術に触れる機会を提供し、クラッシック曲や様々なジャンルの音楽などを中心に年2回、コンサートを実施します。施設の利用促進と、区民交流につなげます。	2	2	100 無料	106,000	0	0	100,000	6,000
中央区民センター文化祭	平成19年度から実施しており、日頃区民センターで活動しているサークルの発表の場として作品展示部門・ステージ発表部門を実施します。 発表の機会を設けることで、サークル活動の助長を促します。	6日間	60	2,000 無料	50,000	0	0	0	50,000
『中央区落語会』	近年札幌でも人気の落語を地域の方に身近に触れる機会を提供し、笑うことで来場者同士の交流機会を促し、施設の利用促進を図ります。	1	2	区民 40 500	50,000	20,000	0	25,000	25,000
【連携・共催事業】 『秋のお泊り会』	【中央区子ども会との共催事業】 中央区内の子ども会交流を目的とし、施設見学等の後、センターで「防災体験」として段ボール寝床づくりを体験し宿泊する。	1	20	区内の小中学生 40 無料	0	0	0	0	0

様式4の2

運営事業計画書（令和８年度）

2 地域住民の交流等を目的とした事業について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
【連携･共催事業】 『冬のお楽しみ会』	【大通地区福祉のまち推進センター･大通地区青少年育成委員会との連携･共催事業】 青少年の健全育成を目的として、大通地区福祉のまち推進センター･大通地区青少年育成委員会･中央区民センター運営委員会の三者の共催で、同地区の青少年の交流の場を、育成委員などのボランティアスタッフにより提供します。また、実施日は、一般利用者の少ない時間帯を活用（区民ホール/日曜日の午前中）することで効率的な施設利用の促進につなげます。	1	3	大通地区の青少年 30 無料	0	0	0	0	0
図書室 「映画会」	名作の絵本を映像化したものや、親子で楽しめるものを上映し、子どもの絵本への興味や関心を広げる。親子のふれあいを通して、参加者同士の交流も深め、図書室の利用促進へつなげます。	1	2	幼児･小･中学生 30 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「おくすり処方本」	「疲れているときに効く本」などのテーマに沿った本を2～3冊選び、セットで貸出します。図書室の利用促進とともに、新しいジャンルの本を手に取る機会を創出します。	1	40	一般 50 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「定例おはなし会」	図書室の利用促進を目的とし、ボランティアスタッフによる「読み聞かせ」を開催します。本に興味を持ってもらい利用者層の拡大を目指します。合わせて、参加者同士の交流、つながりを深めます。	4	4	幼児･小学生 10 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の3

運営事業計画書（令和８年度）

３ 地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	その他
囲碁・将棋開放	囲碁・将棋を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	月 水	720	9:00～16:30(7.5時間)
卓球開放	卓球を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(水)	30	18:00～20:30(2.5時間)
バドミントン開放	バドミントンを通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(金)	30	18:00～20:30(2.5時間)
子ども交流の日	【中央区子ども会育成連合会との共催事業】 地域の子どもを対象に学年・学校の異なる子どもの交流として、遊びの場を提供します。	隔月 第4(土)	33	9:00～11:45（2時間45分）

※令和5～9年度の計画を各年度ごとにご記入ください。
※各事業については、管理業務仕様書「３ 事業の計画及び実施に関する業務」を参照してください。
※表の枠が不足する場合は、ページを追加してご記入ください。

様式4の1

運営事業計画書（令和９年度）

１　区民講座について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
おもてなし英会話	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　海外からの旅行客に質問された時の答え方や海外旅行に行った時の簡単な英会話を学ぶ 効果　生涯学習意欲の向上、地域のコミュニティ・生活文化の向上	6	9	15歳以上 20 4,000	39,000	80,000	0	36,000	3,000
本格デジカメ撮影術	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　デジタルカメラ（一眼レフ）などを使い、プロカメラマンから本格的な撮影方法を学ぶ 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	12	15歳以上 20 3,000	51,000	60,000	0	48,000	3,000
初めての俳句入門	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　身近なテーマを題材に俳句に親しみ、創作の楽しさを知る 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	12	15歳以上 20 3,000	51,000	60,000	0	48,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和９年度）

1　区民講座について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
整理収納の基本を学ぶ	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　家の中の片付けや部屋ごとの収納のコツなどを専門家から学び、シンプルライフに役立てる。 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	4	6	15歳以上 20 2,000	27,000	40,000	0	24,000	3,000
初めての自彊術	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　美容と健康の向上とアンチエイジング効果が期待できる自彊術の基本を学ぶ 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	9	15歳以上 20 3,000	39,000	60,000	0	36,000	3,000
中央区の公園自然散策	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　専門家のガイドの案内により、中央区内の主な公園を散策しながら身近な自然に親しむ 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	5	10	15歳以上 20 2,500	3,000	50,000	0	40,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和９年度）

1　区民講座について③

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
みんなで一緒にうたごえ教室	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　声楽家の講師から歌唱指導を受け、親しみやすい曲を歌いながら合唱の楽しさを感じる 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	12	15歳以上 20 3,000	51,000	60,000	0	48,000	3,000
夏休み子ども将棋教室	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　小学生を対象に夏休み期間を利用して、将棋の基礎を学びながら対局の楽しさを知ってもらう 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	6	9	小学生 20 3,000	39,000	60,000	0	36,000	3,000
夏休み子ども工作教室	目的　地域住民の教養等の向上促進を図るため 内容　夏休みを利用し、普段できない工作の製作に取り組みモノづくりの楽しさを知る機会とする 効果　生涯学習意欲の向上、地域コミュニティ、生活文化の向上	4	6	小学生 20 3,000	27,000	60,000	0	24,000	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和９年度）

1　区民講座について④

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
（共催講座） ご近所先生 企画講座(1) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
（共催講座） ご近所先生 企画講座(2) （健康・スポーツ・生活・消費・アート・福祉・医療・技能・文化・歴史）	【札幌市生涯学習センターとの共催講座】 区民の学び合いを促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指すため、生涯学習センターと協働して、従来型の講座企画を市民参画型に発展させる。このことにより、地域の有為な人材の発掘と施設利用の促進を図ります。	5	10	15歳以上 20 3,000	31,000	19,500	0	10,000	21,000
ボランティアによる「美術への誘い」①	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	区民 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の1

運営事業計画書（令和９年度）

1　区民講座について⑤

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額				
					総経費	収入		支出	
						参加費	その他	講師謝金	その他
ボランティアによる「美術への誘い」②	地元中央区にある美術館のボランティアが所蔵作品や開催中の展示作品をわかりやすく紹介し、美術作品を気軽に楽しむことを目的とした講座です。	1	2	15歳以上 20 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の2

運営事業計画書（令和９年度）

２ 地域住民の交流等を目的とした事業について①

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
中央区民センター主催「コンサート」	地域の方に気軽に音楽や芸術に触れる機会を提供し、クラッシック曲や様々なジャンルの音楽などを中心に年2回、コンサートを実施します。施設の利用促進と、区民交流につなげます。	2	2	 100 無料	106,000	0	0	100,000	6,000
中央区民センター文化祭	平成19年度から実施しており、日頃区民センターで活動しているサークルの発表の場として作品展示部門・ステージ発表部門・社交ダンスパーティー部門を実施します。 発表の機会を設けることで、サークル活動の助長を促します。	6日間	60	 2,000 無料	50,000	0	0	0	50,000
『中央区囲碁大会』	区民から好評を得ている大会であり、有意義な交流の機会となっていることが認められ、継続して実施していきます。また、囲碁の施設開放事業利用者の有志が審判や受付等を担当し、大会の運営に協力を得ています。	1	6	区民 40 1,500	30,000	60,000	0	20,000	10,000
【連携・共催事業】 『秋のお泊り会』	【中央区子ども会との共催事業】 中央区内の子ども会交流を目的とし、施設見学等の後、センターで「防災体験」として段ボール寝床づくりを体験し宿泊する。	1	20	区内の小中学生 40 無料	0	0	0	0	0

様式4の2

運営事業計画書（令和９年度）

2 地域住民の交流等を目的とした事業について②

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象 ②募集人員 ③1人当参加費	事業予算額 総経費	収入 参加費	収入 その他	支出 講師謝金	支出 その他
【連携・共催事業】 『冬のお楽しみ会』	【大通地区福祉のまち推進センター・大通地区青少年育成委員会との連携・共催事業】 青少年の健全育成を目的として、大通地区福祉のまち推進センター・大通地区青少年育成委員会・中央区民センター運営委員会の三者の共催で、同地区の青少年の交流の場を、育成委員などのボランティアスタッフにより提供します。また、実施日は、一般利用者の少ない時間帯を活用（区民ホール/日曜日の午前中）することで効率的な施設利用の促進につなげます。	1	3	大通地区の青少年 30 無料	0	0	0	0	0
図書室 「映画会」	名作の絵本を映像化したものや、親子で楽しめるものを上映し、子どもの絵本への興味や関心を広げる。親子のふれあいを通して、参加者同士の交流も深め、図書室の利用促進へつなげます。	1	2	幼児・小・中学生 30 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「おくすり処方本」	「疲れているときに効く本」などのテーマに沿った本を2～3冊選び、セットで貸出します。図書室の利用促進とともに、新しいジャンルの本を手に取る機会を創出します。	1	40	一般 50 無料	3,000	0	0	0	3,000
図書室 「定例おはなし会」	図書室の利用促進を目的とし、ボランティアスタッフによる「読み聞かせ」を開催します。本に興味を持ってもらい利用者層の拡大を目指します。合わせて、参加者同士の交流、つながりを深めます。	4	4	幼児・小学生 10 無料	3,000	0	0	0	3,000

様式4の3

運営事業計画書（令和９年度）

3　地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	その他
囲碁・将棋開放	囲碁・将棋を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	月 水	720	9:00～16:30(7.5時間)
卓球開放	卓球を通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(水)	30	18:00～20:30(2.5時間)
バドミントン開放	バドミントンを通じた地域住民の交流の場と憩いの場の提供を目的として実施します。	第4(金)	30	18:00～20:30(2.5時間)
子ども交流の日	【中央区子ども会育成連合会との共催事業】 地域の子どもを対象に学年・学校の異なる子どもの交流として、遊びの場を提供します。	隔月 第4(土)	33	9:00～11:45(2時間45分)

※令和5～9年度の計画を各年度ごとにご記入ください。
※各事業については、管理業務仕様書「3　事業の計画及び実施に関する業務」を参照してください。
※表の枠が不足する場合は、ページを追加してご記入ください。